

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算及び自治基本条例特別委員会会議録（5）（25. 3 定）</p>			
日 時	平成 25 年 9 月 18 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 7 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、斎藤（博）副委員長、千葉・中村・高橋・鈴木・ 上野・新谷・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・ 産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が高橋委員に、安斎委員が中村委員に、小貫委員が新谷委員に、濱本委員が上野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

---

○斎藤（博）委員

◎ I R 構想について

最初に、I R 構想に基づいて小樽市がカジを切ったということで、今進められているというふうに理解しています。改めて、今日の委員会の中で、この I R 構想の全体像について御説明いただきたいというふうに思います。

まず、I R 構想を推進する最大の理由に、マイナス面もあるけれどもプラス面が大きいということで、経済効果という部分を主にお話しいただいているというふうに思います。この間の本会議とか委員会での議論を聞いていると、おおよそ経済効果について考え方が示されていると思いますけれども、まずどういった経済効果が考えられているのか、项目的にお知らせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R 導入に関するプラス面ということでの経済効果の項目でありますけれども、まず一つ目には観光の振興、それとそれに伴う雇用の創出、それと経済効果というよりは財政面で税収の増加が期待できること、それと、この導入によって付随的ではありますが、関連企業の誘致ということが考えられる、大きく分けると以上の四つということになろうかと思います。

○斎藤（博）委員

今、経済効果的なプラス面として四つお話しいただいて、項目をお出ししていただいたわけですが、一つ一つについて聞いていきたいと思います。最初に、後での議論にもなると思うのですが、小樽に来る観光客の皆さんを分析したものなどを見せてもらうと、やはり小樽は自然とか景観を生かした観光資源、それから食べ物とか市民が優しいとか、いろいろな要素があって、例えば家族連れとか若いグループだとか、カップルとか、そういう方が多く見られているというふうに受け止めているわけなのですが、この I R 構想を進めることによって、どういった観光振興につながっていくとお考えになっているのかを、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R の導入による観光振興ということでございますけれども、委員が今言われました自然ですとか、都市景観、これはもちろんですが、I R の導入によって、現在の小樽観光の弱みであります通年型になっていない、いわゆる季節に偏りがあるという部分と、もう一つは宿泊型になっていない、いわゆる日帰り型で宿泊が弱い、イコール夜の魅力というものにまだ欠けているという部分、大きく分けると観光振興で期待できる部分というのは通年化、それと宿泊滞在型への移行が期待できるというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

通年、それから宿泊が増えるだろうということで観光振興だというふうに考えられているということですが、

も、二つ目に言っている雇用の創出というのは具体的にはどういうところを想定されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

雇用の面でありますけれども、具体的な数字等はまだお示しできませんけれども、基本的に大きく分けて、一つ目は直接雇用、I R 構想により、直接その事業等々に従事する方々の雇用が創出されると。それと、先ほど申し上げました観光振興を図ることにより、観光業者、事業者の活性化につながっていく中で、いわゆる I R の間接的というのでしょうか、直接ではないですけれども、観光振興の中で雇用が図られるという、この直接と間接と大きく分けると二つあるかと思えます。

○齋藤（博）委員

まだ、具体的な関連、後のほうにも出てくるのですけれども、規模とかもわからない中で直接 I R というか、そういう新しい事業所なり、施設に雇用が生まれるのではないかとこのことを期待しているということだと思っておりますけれども、もう一つお話しいただいている関連企業の企業誘致の部分で、どういったことをイメージしてその企業誘致、それから関連企業の誘致が進むというふうにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

企業誘致の部分でありますけれども、あくまでもその I R 構想に関連すると、今、想定できますのは、ゲーム機器ですとか、そういった関連、製造の会社、並びにこの構想の中でいろいろメンテナンスの部分等々で関連会社の立地といいますか、誘致が期待できるという部分があるかと思えます。

○齋藤（博）委員

要は、I R 構想というのではなく、I R 関連産業が小樽に集積されてくるということをおっしゃっているのでしょうか。もう少し詳しくお話しいただきたいと思えます。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R に関連してということであれば、直接的な関連、今言いましたゲーム製造並びにそういったもののメンテナンスをする会社ということになるかと思えます。また、先ほどの観光振興ということとあわせると、そういった観光振興を図ることにより、観光事業者等々の誘致というか、立地も図られるという期待もあるかと思えます。

○齋藤（博）委員

次に、質問を変えて、I R 構想の実現に向けて、今プラスの面について小樽市として想定しているというのか、考えている経済的なプラス面というのはお話しいただいたわけですが、一方で、説明では I R 構想の中の一つの施設であるカジノが持っている問題点についてもいろいろところで議論されているわけですが、改めてマイナス面といいますか、その部分についてどんなものが想定されているのか、改めて项目的に整理してお聞かせいただきたいというふうに思えます。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

マイナス面ということで挙げられている項目でございまして、北海道の調査にも書いてありますけれども、一つには治安悪化への不安、もう一つにはギャンブル等の依存症の問題、もう一つは青少年への影響と大きく分けると三つが挙げられるかと思えます。

○齋藤（博）委員

効果の部分のプラスの部分については期待するということで、本当かうそかとか、どこまで期待できるのかという議論になっていくわけですが、マイナスの部分というのは、本当かうそかでは済まなくて、それについてどう対処していくのかということの問題というのは、非常に大きな部分があるかと思えますけれども、これについては、やってから考えるという世界ではないわけですから、あらかじめ整理しておかなければならないという

ふうにするのです。そういった意味では、まず治安の悪化が考えられると、具体的にはどういうことを想定されておっしゃっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

治安の悪化への不安ということでありませけれども、これについては具体的には非社会的集団の介入等によってその施設の周辺及びまちにそういった方々が多くなるのではないかとということが主にその治安悪化への不安ということになっております。

○齋藤（博）委員

それで、今そういう団体というふうに言っているのか、そういったことを含めて、逆によく言われる、あまり好ましくない商売とかそういったものはセットで来るのではないかとことを含めて、治安が乱れてくるのではないかとというような指摘もあるわけですが、そういったことに対して、どういう対策をとって、この問題について対処していこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

治安の悪化については、これはもともとアメリカのラスベガスで当初そういったことが大きく言われていた中で、その後、いろいろ I R を導入する国々によっては、基本的にライセンスを与えると、そういう中で事業者が厳格なもので選ばれるということで、かなりそういった非社会的な方々の介入というのは、なくなってきているということになっておりますので、これは今後、国でそういったライセンス制などの導入が考えられると思っております。

○齋藤（博）委員

市民の皆さんが心配している治安という部分も、I R 構想の管理・運営についての治安、そこにそういった方々がどうやって介入してくるのかわからないけれども、介入してくることにに対する心配よりも、施設の周辺とかそういう運営で一般的には見えないところを通じて、そういったいわゆる反社会的な人たちが小樽に進出してくるのではないのかと。だから、そういう例えばライセンスを与えるところで制限できる世界ではなくて、もっとなかなか制御できないというか、そういったところでそういった治安の問題というのが進行するのではないかとというふうにして心配しているのではないかとというふうにするのですけれども、その辺についての認識がライセンスとか合法的に処理すると、進入を防げるという認識というのは甘いのではないかとというふうにするのですけれども、もう一度説明していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

確かにいらっしゃる通り、1980年代、ラスベガスに象徴されるように、そういった方々の集まりということになっておりましたけれども、その後、いわゆる2000年代に入り、新しく I R を導入しているところで、よく挙げられるマカオですとか、シンガポール等々、特にシンガポールは世界の中では成功事例的に挙げられているわけですが、そういった中ではいわゆる厳格なライセンス制ということがそういう方々を排除というのですか、そういういわゆる大人の社交場ということでありませので、ばくち場というイメージではなくて、ライセンス制によってそういった方々の問題は、報告ですけれども、少なくなってきています。ですから、世界に普及といいますか、世界で多くの国が手を挙げて実施する国が増えているというふう聞いております。

○齋藤（博）委員

ちょっと違うのではないかとするのですけれども、もう一つ言われている、市民の皆さんが心配する部分の要素に、例えば地域的な影響という意味でいうと、特に青少年に対する影響とか居住環境というか、小樽市全体の環境とかに悪い影響があるのではないかとという部分もあるというふうに言われているわけですが、その辺についてはどういう対策なりを考えようとしているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

まず、青少年への関係ですけれども、まずは最近導入しているところでは、基本的に入場制限というのがありま

す。まずは、年齢的なものでの入場制限をすると、それともう一つは、韓国、シンガポールなどでは入場する際に I D チェックというのですか、きちんと入ったことがわかるように、例えば毎日来ていることがわかるですとか、そういった中で I D チェックということをしているという中で、道の報告書では、基本的に青少年への影響というのは I D チェックを導入している国ではあまり影響がないとなっております。

○齋藤（博）委員

質問の順序が前後して申しわけないのですけれども、いわゆるこの I R 構想のマイナスの部分の一つに、青少年に対する悪影響という部分が指摘されているわけです。今、逆に対策を先に聞いてしまって申しわけないですが、この青少年への悪影響というのは、具体的にはどういうことを想定されているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

基本的に若い世代がこういったカジノに入るということで、勤労意欲等々の減退ということ、生活習慣の乱れというのも報告書の中では書かれております。

○齋藤（博）委員

もう少し調べていただきたいというふうに思うのですけれども、関連企業を含めてだと思のですが、I R 構想に関連する、例えば新しく小樽に引っ越してくる人とか、そこに働く人方というのは、どういうふうに定義していくのかとか、これから調べていってもらいたいというふうには思います。

次に、マイナス面の一つに、いわゆるギャンブル依存症の取扱い、これは特にカジノとギャンブル依存症というのは極めて重症な事例が見受けられるというふうに聞いているわけですが、まずギャンブル依存症というのはどういうものなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

ギャンブル依存症についてでありますけれども、いわゆるギャンブルですので、勝ったというのですか、当たったときの興奮、快感を求めて何度も足繁く通うという状態になってしまうということ、いわゆるギャンブル依存症になるというふうになっております。

○齋藤（博）委員

その状態というのは、漢字でいうと、射幸心をあおるというふうによく言っていて、いわゆるばくちの持っている最大の特徴だというふうに思うのですけれども、その辺、要するにカジノというのは、言い方は別にしてもばくちですから、ばくちである以上は射幸心をあおるのだと。射幸心をあおっていく中には、それにあおられすぎて依存症が発生してくるというのは、ある意味で必然的な流れだと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうに理解していますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

依存症については、いろいろな報告書でも全くゼロにできるものではないというふうに記載されております。ですから、近年 I R を導入している国では、依存症への対策ということで、いろいろな対策が打たれているということで、委員がおっしゃるように全く依存症がゼロになるものではないけれども、それを少なくさせることは報告書などでも書かれております。

○齋藤（博）委員

次に、この I R 構想のつくりの部分についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、基本的なことを聞いて恐縮なのですが、小樽市が誘致を進めようとしているこの I R 構想というのは、いわゆる客層という部分で日本人を対象にしているのか、外国人だけなのか、両方なのか、その辺についてどういう設計に立っているのか、お示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

ターゲットとしている客層ということでありまして、国では、特にその縛りというのは法案の中では現在

のところ設けておりません。ただ、今までのそれぞれの国の動向から見ると、やはり外国人観光客をはじめとする観光客の方をメインといいますか、その人数は別として、そういう観光客の方にまずは来てもらうということが考えられていると思います。

#### ○斎藤（博）委員

どうなのですかね。これからの議論の中でも、ボリュームを考えるとときに、決定的なのは外国人観光客を限定した議論で進めていくべきなのか、それとも朝日新聞ですか、日曜日に記事が載っていて、入場料の議論というのを表でやるべきだという記事がありました。これは結構いろいろな国でとられている一つの規制だというふうに言われているわけですが、当然小樽市民、12万人が全員カジノ利用とも考えられないから、当然小樽に来てくれる方が、ある意味ビジネスで来る方もいるけれども、くくってしまえばみんな観光客です。要は小樽市がイメージしている部分というのは、日本人を含めているのかどうなのかということについて、現時点ではどういうふうにお考えになっているかというのを聞きたいのです。

#### ○市長

今、観光振興室主幹から報告しているのは、市がどうこうということではなくて、道としてこんなことが考えられるのではないか、こんなことが考えられるのではないかということを今お話ししているわけでございます。

それで、はっきり申し上げたいのですけれども、まだ日本は法律ができていないわけではございません。ですから、日本人なのか、外国なのか、地元なのかという、そういったことも全くわからないわけでございます。ですから、今、委員がおっしゃっていることについては、その法律ができた後、やはり取り組んでいく、考えていくことだろうというふうに思っておりますので、今、そういう質問をされましても、なかなか答弁ができない状況ではないかというふうに思うのです。

それから、マイナスの部分の依存症であるとか、あるいは青少年の問題だとか、そんなことはそれぞれの国でいろいろな法律の中でしっかりと取り組んでやっているわけです。もしそうでなければ、120を超える国でカジノをやっているのは、もし治安が悪ければみんなああいうことを進められるわけではないと思うのです。治安をよくするため、治安が悪くならないように、では、どういう対策が必要なのかというのは、それぞれの国がやっていることだろうというふうに思いますので、日本で今そういったことが合法化されたときには、当然そういったことについての負の部分、マイナスの部分もなくする対策をとっていくべきだろうというふうに思っておりますし、今、私どもも小樽市にIRの問題について手を挙げている、何とか小樽に誘致したいということは、これから法律ができてから具体的に取り組んでいく問題ではないかと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

#### ○斎藤（博）委員

そういう立場に立って議論するというのも可能かもしれませんが、私ども、私の立場でもいいのですけれども、要するに何が来るのかと、何に小樽市は手を挙げているのかと、そういったことをできるだけ市民の皆さんにもお知らせしなければならないという立場で言えば、今日やっているような議論を積み重ねていく中で、どうなるかは別としても、理解度を深めていかないと、全部わかってから市長がかじを切ったというのであれば、ひとつまた話は違っているのですけれども、市長のお持ちになっているイメージはそれがどういうものなのか、それから現実、法案とか議連がつくっているものはどういうことなのかということを、やはりこの委員会で議論するのが、ひとつ市民の皆さんに明らかにしていくプロセスだと思いますので、そういった意味では、議論しても私どものほうとしては、せん方ないというふうに思ってしまったら議論にならないので、やはりこういったことを繰り返す中で、小樽市が誘致に踏み出そうとしているIR構想というのは何なのか、そういったことのイメージをきちんとしていきたいと、そんな思いでやっていますので、もうしばらく我慢してください。

それから、構想の中で、いろいろ言われているのですけれども、どういった形で小樽に決まってくるのかという中の議論とか、どこを場所として考えるのかというときに、よく使われる言葉に、地域指定という言葉があるわけ

ですけれども、これはどういった意味で使われているか、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

地域指定ということでありますけれども、今後のその流れ、今、示されている流れでいきますと、この秋の国会に I R 推進法案が提出される、その推進法案が可決されて、今の案でいくと、2 年以内に実施法案をつくりますという中で、この実施法案ができたときに、それぞれの希望する自治体が手を挙げると。そして、国から地域指定が得られるかどうか、こういう流れになっています。地域指定というのは前から言っておりますように、今の段階では都道府県なのか、市町村なのかということはまだはっきりしていませんけれども、そういった地方公共団体が手を挙げて、国がそのそれぞれの地域で出された構想の中から地域指定をすると、こういう流れになっております。

○齋藤（博）委員

そういった場合、私どもにすると、理解不足な部分もあってお聞きするのですけれども、地域指定というときに、その自治体、最小単位である地方自治体、市町村が例えば I R 構想を展開する地域を指定するという意味も含んでの話、例えば小樽市は天狗山で I R 構想を実現しますとか、ぐっと小さく考えると、例えば第 3 号ふ頭を全部使ってやりますとか、運河公園を使ってやりますとか、そういった小樽の中の一つに地域の部分で指定してくるという意味があるのかというふうに思ったのですけれども、その辺について一番の現場である自治体での扱いというのは、どういうふうに考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

現在では、まちの一定部分を指定するというふうになるのか、そのまちが指定を受けるのかという部分については、詳細がわかりませんが、少なくともその市というか、希望する地方公共団体が出す構想においては、こういったことでこういう効果で、こういったことでこの場所というものの提出は求められるだろうというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

こうやって聞いていて、例えばどのぐらいの規模のものを考えているのかというふうに聞いたときにも、現時点で先ほど言ったような、要はほかの国の展開で言うと、ディズニーランドぐらいの広さの中にカジノも一つの施設として組み込まれているものもあります。それから、マカオみたいにビル全体がカジノになっているものもありますし、ヨーロッパなどでいくと、ふと川辺を歩いていて、振り返ったらカジノがありましたという展開の仕方もある。そのことによってずいぶん規模というのですか、大きさも違ってくるわけですが、その辺については小樽市としてイメージしているものというのはどんなものを考えられているのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

小樽市で考えている規模ということでありますけれども、私どもは、推進協議会とも意見交換しておりますけれども、具体的には、それほど大きなもの、大規模な何十階建てのビルですとか、今言われました東京ディズニーランドぐらいの敷地があってというそういったものは考えていないと、それは私どももそういうふうに考えております。ただ、具体的なものについては、ここでまだ申し上げることができませんけれども、いわゆる一般にアメリカ型と言われる大きな敷地、そして大きな建物ということでは考えていないということを御理解いただきたいと思いません。

○齋藤（博）委員

次の質問とも関連するのですけれども、今定例会の代表質問での答弁の中で、小樽市が考えている I R 構想というのは、小樽の持っている自然とか景観とかという従来小樽が大切にしてきた小樽の観光資源、そういったものと調和したものとして考えていけるのだという説明をされているわけですが、その辺、今の例えば規模の部分とか、そういったあたりからいって、どうしてそういうことがお話しいただけるのか、説明願います。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

質問のごさいました小樽が今持っている自然ですとか、都市景観、これとマッチしたものをつくり上げていくことはできるということで代表質問でも答弁させていただいております。ですから、申し上げましたまちの真ん中に大きなビルディングを建てて、そこを開発ですとか、大規模な敷地、小樽にはあまり大規模な敷地というのはございませんけれども、まちをこういう I R で一変させるような大きなものは協議会でも私どもでも考えていないということで、代表質問でもありましたように、現在の小樽の自然、それと小樽の景観、それと調和していく施設をつくることは十分可能であるというふうな答弁をしたものであります。

○斎藤(博) 委員

理解の仕方としては、例えば今のお話をもう一つ引きつけると、既存の小樽市内にある施設を活用するとか、せいぜい今の小樽のまち並みに沿うぐらいの建物を想定して考えているのだということを受け止めておいてよろしいですか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

具体的な規模のことは申し上げられませんが、小樽のまちの景観、現在の景観等、それと自然等と合わないものをつくるということは考えておりません。

○斎藤(博) 委員

次に、これからのことについて何点かお聞かせ願いたいと思います。

最初に、今の説明からいうと、前に一度だけ、私が聞いていた、当時は I R 推進協議会と言ってなかったと思うのですが、勉強会に出席させてもらったときに、小樽市がカジノを考えるときに、やはり必要なこととして、北後志の市町村とか、小樽市で言うと例えば後背地に当たるのかな、札幌市とか、そういった自治体との連携・協力とか、理解という部分についても大事だし、そのとき講演された講師の説明では、やはり規模としては、例えば小樽もあるのだけれども、ニセコのスキー場だとか、赤井川のゴルフ場だとか、そういった相当広い面に上っての検討ということが必要だということもお話しいただいたし、一方で先ほどあった治安の問題とかマイナス面を考えると、関連する地域市町村との連携なり、協議という部分も大切ではないかというふうに思うのですが、その辺について今どんな状況になっているか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

周辺自治体との連携といいますか、話合いの件だと思うのですが、これも前の委員会でもお話ししましたが、現状この I R に関して周辺自治体、札幌市も含めたところと直接話はしておりません。今後北後志を含めて、札幌市等々いろいろ会う機会もございますので、そういった場での情報交換を含めて、必要であれば正式に場を持って説明する時期が来れば、周辺自治体にも説明をしていきたいというふうには考えております。

○斎藤(博) 委員

次に、今後予定されているであろう地域説明会の持ち方の部分で、お聞かせいただきたいというふうに思います。

というのは、答弁の中では、推進協議会と一緒にという御答弁もされているわけなのですが、一方で、やはり私どもは議会で議論している以上は、市民に対する責任というのは小樽市にあるというふうにも考えているわけですから、今後の説明会における役割分担といいますか、推進協議会と小樽市との区別と連携についてどういうふうに考えられているのかという部分、それからあわせて今後の作業予定として、法案が通った以降、それから 2 年後に実施法ができるまでの間に、小樽市としてはどんなことを今後作業として進めていく、そういうスケジュールなりをお持ちなのか、あわせて説明いただきたいというふうに思います。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

今後の説明会の持ち方ということでもありますけれども、代表質問の答弁でもありましたように、基本的に協議会と一緒にどういう形、共催という形になるのか、形は別としまして、やっていきたいというふうに考えております。

その中で、委員から御指摘のあった市の発言なり、市の立場、それと推進協議会としての御意見等々はあまり混ざらないというのですか、参加される市民の方にもわかりやすいように市としてはこうですという形で、その辺は今言われました区別というのですか、そういうことをしてやっていきたいということを考えております。

また、今後の作業予定ということでありますけれども、これも現在想定されるという域は超えませんが、秋に推進法案が提出されて、その可決後、あくまでも2年以内、最大で2年ということですが、2年以内で実施法案がつくり上がるということであります。実施法案がつくり上がったら、すぐにどうかというのわからないのですけれども、でき上がった時点で、国は地域を選定する作業に入れる状態になりますので、この2年間の実施法案ができるまでに、市としては時期を見て、この市としての構想づくり、これを始めなければならないというふうに現段階では考えております。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○中村委員

##### ◎認知症に優しいまちづくりについて

それでは、一般質問で認知症に優しいまちづくりということで質問いたしました。小樽市としての今後の施策について答弁をいただいたわけですが、もう少し掘り下げて質問をさせていただきたいと思います。

まず、認知症高齢者数についてですが、今年6月の厚生労働省の研究班の調査では、全国の認知症の方は平成24年度で462万人と推計、そして65歳以上の高齢者数は3,079万人という数字が報告されています。その約15パーセントに当たる方が認知症だという報告があります。一方で、昨年9月の厚生労働省の公表で認知症高齢者の数が305万人、これは高齢者数の約10パーセントに当たるわけですが、この両方を比較してみますと、昨年9月の調査では、要介護認定の数字がベースになっているのです。そのために、介護サービスを利用していない認知症高齢者の方が入っていないことがその差になっているのだということが考えられるわけですが、そこで、一般質問の中でも具体的に小樽市の認知症高齢者の数字なども挙げたわけですが、市として認知症高齢者をどれくらいと推計しているのかお伺いしたいと思います。

また、それは高齢者人口の何パーセントに当たるのか、その数字もお示ししたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

小樽市の認知症高齢者の推計についてでございますが、本市で把握している数字も要介護認定を受けている方のうち、認知症高齢者の日常生活自立度のⅡ以上、これが認知症という形で押さえていますので、その数字で報告したいと思います。

直近の平成24年度の調査の中では、認知症高齢者が4,400人ということになっております。この数字は25年8月末の高齢者人口4万3,512人に対しまして、約10パーセントに当たることになります。今年の6月に厚生労働省の研究班が示した約15パーセントというのは、小樽市でいいますと、認知症、要介護認定を受けている方の10パーセントプラス医療機関等に入院していて介護認定を受けていない方、又は在宅で生活している認知症の方を加えますと、研究班が示した約15パーセントというのは、わりといい数字ではないかというふうに考えております。

#### ○中村委員

15パーセントといいますと、数字としてはどうなりますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成25年8月末の4万3,512人に対しての15パーセントは、今計算機がないので、調べていませんけれども、10パーセントで4,300人ですから、そのプラス2,150人になりますので、6,400人ほどになるかというふうに考えています。

○中村委員

大体わかります。こちらで押さえている数字も大体近いものかなというふうに思います。

それで、今、御説明のありました認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅡ以上が認知症として位置づけられているようですけども、その認知症自立度のランクⅡ以上とは具体的にどのような状態の人でしょうか。具体例を挙げて説明していただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

認知症自立度のランクⅡ以上についてでございますが、国は5段階の自立度を示しております。自立という方を除いてランクⅠからランクⅣまでになりますが、認知症自立度Ⅱの方というのは、例えば金銭の管理に最近ミスが目立つとか、たびたび道に迷う、それと薬の管理ができない、電話の応対などできないために一人での留守番ができないというのが、国が示している認知症自立度のⅡ、これ以上重くなりますと、例えば徘徊をするとか、不潔行為を行うとか、あとせん妄だとか、妄想なんかが出てくるとだんだんこのランクが高くなるということでございます。

○中村委員

わかりました。段階がいろいろあるということですね。後でまたこれに関連して質問したいことがあるので、押さえておきたいと思います。

それから、一般質問の中で、認知症に関する基礎知識として認知症サポーター養成講座を実施していると。市民にそれを周知しているという答弁がありました。認知症サポーター養成講座の目的、それから、今までどういう方々にその講座に参加してもらったのか、そういう実績をお示しいただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

認知症サポーター養成講座の目的と実績についてであります。まず目的についてはやはり認知症という病気を多くの市民に正しく理解していただく、それと同時に偏見を持たない、それと認知症の方やその家族に対しまして、温かく見守っていただいて応援者の立場になっていただくというのが認知症サポーター養成講座の目的でございます。

実績については、サポーター養成講座については平成18年度から開催してございまして、延べ回数は今までに136回、受講者については4,463人というふうになってございまして、町会の方ですとか、企業の方を対象にサポーター養成講座を行っていますが、最近の傾向としましては、小・中学校の授業の中でもこのサポーター養成講座を取り入れていただいているという状況もあります。

○中村委員

今、養成講座の目的、実績というのは大体お聞きしましたけれども、教えている内容をもう少し詳しくお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

まず、講師役というのは、キャラバン・メイトという研修を受けた方が講師役になってございまして、例えば小樽市内であれば小樽認知症の人を支える家族の会の会長ですとか、グループホームの経営者などが講師として行っております。研修の内容としましては、大体1時間から1時間半になるのでございますけれども、DVDを見ながら認知症というものがどのような行動を起こすのかという勉強をしていただいで、最終的にはパンフレットによって周りにそういう認知症の方が多く現れるだろうということが予想されますので、そういう方がいたときに優しく声をかけていただいたり、見守っていただくという趣旨で講習を開いております。

○中村委員

今まで実績として延べ人数は4,463人になっているということですけども、かなりの数字になっていると思うのです。この方々は、今、講座で教えてもらって、身近なところで家庭などでその効果を出しているとは思っています。

が、これからさらに認知症がどんどん増えていく、こういう状況の中で、この4,463人はかなりの数字です。もう一歩進めて、こういう方々にもう少し活躍してもらえる場、これをつくらなければ。これはたぶん、昨年と同趣旨の質問を千葉議員だったと思うのですけれども、あったと思いますが、この4,463人の活用策、活躍してもらう場、本当にもったいないと思うのです、この4,463人。この方々のその活躍してもらう場、活用策といいますか、これは昨年質問があってから、部内ではこの件についてはどうですか、何か検討された経緯というのはありますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

認知症サポーター養成講座を受けた方の活用策でございますが、昨年、千葉議員から御質問いただきまして、このサポーターに携わる役員、事務局と協議を進めました。結局、この認知症サポーター養成講座というのは、国の100万人キャラバンに基づいてその内容を決めて講習をやっているということから、この認知症サポーター養成講座を受けた認知症サポーターが、それでは基礎編を受けただけで、認知症の方に対してボランティアとして携わることができるのかということ、やはり今までの研修の中では難しいという結論になりました。4,463人をもっとうまく活用してはどうかということの御意見だと思いますけれども、現状のサポーター養成講座の講習の中では、この4,463人をサポーター養成講座を受けたからということで、もっと次の手段というところにはいかないというふうに思っていますし、国ではいろいろ認知症対策、オレンジプラン等を示しておりますので、今後そのサポーター養成講座を受けた方の活用方法なども示されるかもしれませんので、それはそのときに小樽市としても考えていきたいというふうに考えております。

#### ○中村委員

もったいないですからね、やはり、4,463人は、こういう講座を受けることに非常に積極的な方々だというふうに思うし、基礎知識とはいえ、やはりそこで先鞭をつけられているわけですから、ぜひ次期の事業の中で、その方々の活用策というのができれば、今後の小樽市のさらに増えていく認知症対策の中核になっていただけるような、そういうリーダーシップを発揮していただける方々も現れていただきたいというふうに思うのです。そういう面で、ぜひ市でもいろいろ検討をしていただきたいというふうに思うのです。

いろいろお聞きしてきたのですけれども、そのほかに認知症に関する事業、市でいろいろ取り組んでいると思うのですが、主な事業で結構です。お示ください。

#### ○（医療保険）介護保険課長

認知症施策の主な事業でございますが、まず成年後見制度、これを利用するために成年後見センターを平成22年度に立ち上げております。認知症の方の財産管理ですとか、身上看護、これを後見人が行うことによって、住みなれた地域で長く暮らしていただくということが趣旨でございますが、それにかかわる市長申立ての費用ですとか、後見人の報酬、この部分は低所得者の方若しくは生活保護の方であっても、成年後見制度利用支援事業を使うことによって制度を利用できるよう、活用できる趣旨の制度をつくっております。

また、ハード面のグループホームについてでございますが、現在、小樽市内には39か所で745人分の定員分のグループホームを整備しております。これは道内10万市と比較しますと、小樽市の場合は高齢者人口1,000人に対しまして17人分を整備している状況になりますが、2位の旭川市が14人分ということで道内10万市の中でもグループホームの整備率というのが一番高いという状況になっております。

それと、認知症予防教室というのを開催しております。2か所に委託しておりまして、1か所は脳を活性化する頭を使う教室と体操など体を動かす教室という2か所に認知症予防教室を委託しております。また、地域包括支援センターでは、認知症でお困りの方などの相談も受け付けておりますので、そういういわゆる認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らしていくための体制づくりというような形で現在努めているところでございます。

#### ○中村委員

いろいろ頑張っておられるというのはよくわかりました。

ただ 1 点、今の説明の中で、私が一般質問の中で取り上げました徘徊対策、その対応、これについて先ほどからも申し上げていますように、この後さらに認知症の高齢者が増えていく中で、実際に市内のいろいろな方々に聞いてみると、やはりその対応に困っているという方が結構いらっしゃると思います。その対応策について答弁でも、例えばGPS機能付きの携帯電話について具体的に申し上げて答弁いただいたわけですが、対応策というのはかなり難しい面があるというのはよくわかります。ただ、それでも何か対策を打っていかねばならないと。そのまま野放しにというわけにはいかないと思うのです。

それで、先ほど答弁いただいた中で、認知症自立度のランクがいろいろ分かれていまして、その中で例えば認知症の軽い方については一般質問で取り上げましたように、GPS機能付きの携帯電話を持っていただくとか、そういう方をできるだけ増やすとか、それからやはり携帯電話などはとても無理だと。そういう方にはGPSの機能だけで小型GPS、市の事業で対象にしている機器というのはココセコムだと思うのですが、その小型GPSを持ってもらう。それをいかに持ってもらうかということ。それから、さらにそれすらも無理な方々は、ではどうするのかと。例えば北海道新聞の先日の記事なのですが、SOSネット、徘徊高齢者の見守り、釧路市の場合は20年の事業経歴があって、それに参加している機関が当初は30数団体程度だったのですが、今では、350機関と連携して、これが全国のモデルになっているという、その実績も具体的に上げているようなのです。こういう記事が道新の夕刊に載りました。これも一つの参考になるだろうと。小樽市の場合、このSOSネットについて現状では、どう取り組まれているのか、これについての所管は保健所になるのでしょうか。その辺を確認しておきたいのです。どなたですか、保健所ですか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市のSOSネットワークの事務局は、小樽市保健所健康増進課で持っております。

○中村委員

それで、例えばSOSネットワーク、釧路市の場合は350機関が連携しているというのですが、小樽市は例えば警察とか、保健所とか、小樽市ですね、それからその他どういう機関などが連携をしているのでしょうか。その辺を具体的にお聞かせいただきたいのですが、

○（保健所）健康増進課長

小樽市におきましては、平成11年12月からネットワークをやっております、現在96機関が加入しております。その中には警察、社会福祉協議会、消防をはじめ、公共交通機関、ハイヤー協会、JR、中央バス、あとFMおたるですとか、郵便局、医師会、医療機関、地域包括支援センター、高齢者施設、認知症のグループホームと民間の高齢者施設、それとお弁当を宅配する業者ですとか、民生・児童委員協議会、老人クラブ、総連合町会、ごみ収集業者などを含めて96か所になっております。

○中村委員

96機関ということですね。

それで、その実績、例えば認知症高齢者の搜索件数、この5年間ぐらいでいいですけども、大体何件ぐらいで推移しているのか。その中で保護をされたという方はどれぐらいいるのか、あるいは残念ながら亡くなったというケース、それから行方不明のままわからないと、その辺の内訳を、小樽市の実情、実態をお聞かせいただきたいのですが、

○（保健所）健康増進課長

平成20年度から24年度の5年間の実績でございますが、件数としてはトータルで76件でございます。年間約15件程度ということです。発見者につきましては、警察で見つかった方が38件、御家族が5件、あとネットワークの関係者ということで3件、ネットワーク以外の方ということで御近所の方などということが19件、残念ながらそのうちお亡くなりになった方が24年度1件ございました。あと御本人自身が御帰宅されたという方が8件あります。あ

と見つかっていない方が24年度に1件おりました。

#### ○中村委員

そんなに効果を発揮しているのかというふうに今お聞きをしますけれども、これだけでいいというわけではないのだと思うのです。先ほど言いましたように、例えばその症状の程度によってはGPS機能付きの携帯を持ってもらう、あるいは小型GPSに工夫をして、例えば衣服の内側に隠しポケットをつくって、そこに小型のGPSを入れる。ただ、それを着てもらえるかどうかという課題はありますけれども、そのケースに応じて、緻密なといいますか、そういう対策、対応がやはり必要ではないかと思うのです。

それで、今のネットワークについても、今後さらに拡大していただきたいというふうに思うのですけれども、戻って申しわけないのですが、平成18年度から行われている高齢者見守り事業の中での位置情報検索システム、これが18年度から始めて、利用者が18年度に2件、19年度に1件なのです。20年度以降はゼロ件で推移しているわけです。やはり恐らくほかの自治体も似たような状況ではないかと思えます。この辺に、いかに機械を持ってもらうことの難しさというか、そういうものがやはりあるのだと思うのですけれども、ただ、18年度に導入する時点で、既に18年度以前に先行しているいろいろな都市が国内にあったと思うのです、各地に。そういう事例を参考にしながら、18年度に導入したのではないかと思うのですけれども、そのときに当然認知症の度合いによっては、持ってもらえない可能性もあるというのは、容易に想像できるわけですが、そういうその辺の事業導入に当たって、その辺の部内での話し合いというのか、そういうものはなされたのでしょうか。18年度からこの事業が行われているわけですが、どうですか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成18年度当時に徘徊の探知機の導入に当たって議論されたかどうかということの御質問ですが、詳細は申しわけないですが、わかりません。ただ、委員が言われているように、GPS機能付きの携帯電話を徘徊する認知症高齢者が必ず持って外に出るかというのと、そこに問題があるのだと思うのです。やはり持って歩かないから件数が伸びていかない。これは小樽市に限らず、同じような助成をやっている市については、同じことが言えるのではないかと思います。

こういうこともありまして、では、どんな形でこの認知症、徘徊の方の対策をしていくかということで認知症サポーター養成講座を受けていただいて、地域で認知症の方がいたら優しく見守ってくださいですとか、今、保健所健康増進課長が説明した人と人との連携、ネットワークづくり、こういうのを整備する中で、何とか徘徊高齢者を救っていききたいということで、今努力している最中ですので、その機械の部分では、この御時世ですから、委員が言われるように何かいいものができるのではないかというふうに私どもも期待していますし、また、そういういいものができたときには、このGPS機能の助成とともに、そちらも検討したいと思っておりますので、もう少し世間のそういう機能のいいものができることを、正直な話、期待しているところでございます。

#### ○中村委員

今は、日進月歩ですから、つい最近まで小型GPSだって、かなり大きいサイズでした。それがもう今ではかなり小型になってきている。セコムなどにお聞きしますと、それをさらに小型化、軽量化する研究をしているということで期待をしたい。今はブレスレット型、腕輪型だとか、ちょっと残酷だが、何か皮膚に埋め込むようなもの、これはどうなのかと思いますけれども、そういうものだとか、いろいろそれから繊維で銀イオンだとか、銅イオン、繊維でそれを認知症の方に工夫をして、下着でも何でもその繊維というのはオーケーらしいのですけれども、そういうものを着てもらって、例えばGPSだったら、衛星などで、それからアンテナで両方からやるのでしょうかけれども、そういうものを感知する何かシステム、そういうものも今後出てくるかもしれません。そういうことに期待をしたいのですけれども、先ほどのSOSネットワークなども含めて、とりあえずは、現状あるものを組み合わせながら、工夫をしながらやっていかなければいけないということだろうと思うのです。

広報の部分で、あるところからの指摘があったのですけれども、これまでの徘徊高齢者に対する対応、これは先ほど言いましたように小型GPSのこういう事業をやっていますだとか、それから市ではこんな対応をしています、できるだけ多くの市民にそういう認識をしてもらって、対応してもらいたいということの広報活動、これがもう少し努力を要するのではないかとこのところを御指摘されたりして、その辺これまでの広報体制、これはどのようにされてきたのか、この辺を説明してください。

#### ○（医療保険）介護保険課長

徘徊高齢者についての広報活動ということでございますが、広報活動というよりは、その徘徊高齢者に対してどういう相談窓口があるかですとか、実際に起きた場合にどうするかというほうがまず大事ではないかというふうに考えています。いわゆる高齢者の総合相談窓口としては地域包括支援センターというのが3か所ありますので、認知症の方を抱える家族の方ですとか、近所の方、民生・児童委員、町会の役員の方が例えば認知症の方が行動を起こしているというときには、地域包括支援センターに連絡していただいて、そこで対応してケース・バイ・ケースに対応するというのが、まず今とれる施策かというふうに考えています。例えば小樽市の広報誌でどうのこうのということではなくて、まずは認知症高齢者の対策としては、地域包括支援センターが窓口になって対応するというわかりやすいシステムが一番いいというふうに考えていますので、何かあったときには、地域包括支援センターに連絡していただきたいというふうに考えています。

#### ○中村委員

それでは、今後、小樽市として認知症対策をどのように進めていくのか、その辺をお聞きしておきたいと思うのです。特に、今、認知症対策については国の示す認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランが示されていますけれども、これに基づいて一般質問の答弁でも進めていくということだったのですが、そのオレンジプランの具体的な内容を示していただきたいのと、それからオレンジプランについては、平成27年度から第6期介護保険事業計画において具体的施策が組み入れられるというふうに答弁いただいています。この第6期事業計画に組み入れてオレンジプラン全てが実施できるのかどうか、この辺が疑問なのですけれども、この辺をお答えいただきたい。

その第6期事業計画に組み入れられる具体的な施策、事業の可能性、この辺についてお聞かせいただきたい。

例えば小樽市はこういう実態、実情なので、こういう事業だったらぜひ組み入れていきたい、実施したいという、そういう具体的なもの、それをお聞かせいただきたい。

そして、地域包括ケアシステムの構築、これも一般質問の中で小樽市はもっとアピールすべきだということで、そのアピールできる体制を整えてほしいということで質問したつもりですけれども、それには地域包括ケアシステムの構築が、非常にこの推進が有効だということですが、この辺についての説明と、それから認知症の人を支える家族の会というのがあります。この方々の役割、できれば先ほど言いましたように、サポーター養成講座で研修を受けた方々もそうですけれども、総合的にそういう家族の会の方々だとか、そういう講座を受けた方々、総合的に今後に向けてそういう方々の力を引き出していくというのか、そういう体制を構築していくことが非常に小樽市にとっては有効ではないかと。その可能性が十分にあると思うのです。その辺を含めて説明していただきたい。

それから最後に、11省庁が連携して今月末に縦割りを排して国で会合を持ちます。この意義についてどう考えるか。まとめてですけれども、お聞かせ願います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

今、5点ほど御質問がありました。

まず1点目のオレンジプランの内容についてでございますが、昨年9月に国が示したオレンジプランですが、まず簡単に言いますと、早期診断と早期対応を柱とする総合的な認知症対策というふうに言われております。その内容としましては、認知症の方を適切なサービスや医療機関につなげることを目的とした認知症初期集中支援チームの創設、それと早期診断を行う医療機関の整備、介護の受皿の整備、そして、ソフト事業として認知症サポーター

養成講座、成年後見制度の市民後見人の養成などを目標に掲げられております。医療も介護も連携して取り組んでいかなければならない大きな課題だというふうに認識しております。

次に、第 6 期事業計画に何を組み入れていくのかということですが、現時点で市としてオレンジプランの項目の優先順位をつけることは、非常に難しいというふうに考えています。ただ、現場では認知症の方にどのようにアプローチしていくかというのが非常に難しい問題というふうに聞いておりますので、特に今回、認知症初期集中支援チーム、いわゆる地域包括支援センターに専門チームをつくって、認知症の方を早期に適切なサービスに結びつけるという支援チームですけれども、これは非常に認知症の方にとって早期に適切な医療機関に結びつけるということは、重度にならない大切な施策ではないかというふうに考えていますので、ここの部分は今の段階ですけれども、実施しなければならないかというふうに考えております。

三つ目の地域包括ケアシステム、これについてでございますが、今回、一般質問で委員からいただいた質問の中で、同じ地域の中でお互い支え合って生きていくと、それを小樽市以外に発信して、小樽市にかかわりのある人が戻ることができる施策を打ったらどうだという御質問だったと思います。その際に、地域包括ケアシステムを構築していくと、自然とその中で地域のつながりというのできていくのではないかという答弁をさせていただいております。

これはどういう意味かといいますと、地域包括ケアシステムというのは、平成 37 年、団塊の世代の方が 75 歳になったときに、医療も介護も社会保障もそのときにマックスを迎えるということで、市として、今、中・長期的な施策を打ちなさいということでございます。医療も介護も予防も生活支援も住まいも一体となったサービスをそこで受けられるようにしなさいというシステムでございますので、いわゆる重度になっても在宅で生活を支えるためのシステムをつくりなさいということでございます。その中には、生活支援サービスというのがありまして、これは介護保険のサービスではなくて、いわゆる地域でインフォーマルなサービスをつくりなさいと。お互いに助け合っで暮らしなさいということでございます。ですから、地域包括ケアシステムが構築されると、自然に地域のインフォーマルなサービスが生まれるということでございますので、そうすると、ほかの地域にも発信できるだろうということの趣旨でございます。

それと、4 点目の家族の会の役割でございますが、小樽認知症の人を支える家族の会というのは、民間団体でございます。いわゆる会員制で約 130 人の会員がいて、細々とやっている組織でございます。主に研修ですとか、あと本当にその家族の会の人というのは、認知症の方を介護した体験のある方なものですから、その認知症の相談に行ったときに、やはり 1 対 1 で親身にといったらおかしいのですけれども、対応できるということで、そういう形での家族の会の役割というのがございます。会費だけでやっていますので、体力がないところですので、何とかこの家族の会というのを大事にしていきたいというふうには思っています。

最後になりますが、今月末に国は 11 省庁連携して、認知症施策の連絡会議というのを開催するという情報があるわけですが、これの意義については、国は今、認知症施策というのは厚生労働省が中心となって対策を行っていますが、その垣根を取っ払って、認知症の方の問題点や課題を整理するという連絡会議でございます。例えば徘徊すると警察にも頑張ってもらわなければならない、これは警察庁の役割になりますし、金銭がうまく使えないと成年後見制度を利用する、これは法務省の役割になるというように、いろいろ認知症施策を打つ上で厚生労働省だけでは対応できない部分が出てきて、11 省庁連絡会議というのをつくったというふうに聞いております。今月末にそれが開催されるということでございますので、小樽市もその会議の行方を注目して、その会議の内容によっては小樽市にできる施策があるのであれば、研究していきたいというふうに考えております。

#### ○中村委員

わかりました。先ほどの家族の会も交流をされているのでしょうかけれども、集まる場所がない。全国では今、認知症カフェというのも出てきています。小樽市でも、できれば、そういう集まれる場所、サロンだとか、そういう

場所の確保も必要なかと思うのです。その辺も含めて、最後に、部長に一言、認知症に優しいまちづくりの今後の対策についてどういうふうを考えているか、一言聞いて終わりたいと思います。

**○医療保険部長**

認知症に優しいまちづくりに対する今後の取組というのですか、考え方ということについて答弁させていただきます。

今、介護保険課長からる説明というか、答弁のあったとおり、認知症というのは高齢化がどんどん進んでいくと、その割合としてやはり認知症の数も増えていくということで、国は相当の危機感を持ってオレンジプラン、それと今後平成27年度からスタートする第6期介護保険事業計画、この基本計画にも相当その中にいろいろな制度を取り込もうと必死になっているので、私どもとしても、御存じのとおり高齢化のスピードがどんどん他市以上に進んでおりますので、そういう部分では国のいろいろな動向を見ながら必要に応じてやはりやっていけるものは今後もやっていくし、国のいろいろな制度、財源などいろいろ制約は出てくるのでしょうけれども、そういうものも含めて多面的に私どももいろいろな部と協議してやっていかなければならない。取り組むとしても非常にいろいろな面があるので、一朝一夕になかなか難しい部分はあるのですけれども、いずれ私どもも含めてそういうふうになってくるのでしょうから、自分のことと受け止めて取り組んでいくということが大事なのかということと、やはり認知症というのが、まだまだ知られていませんので、どういうふうな症状というのですか、いろいろなことが起きるのかということと広く市民の方に、自分がすぐならなくても、御家族、父親、母親、祖父母が、先に出てきますから、そういう部分で広く知識を含めて優しい対応していただける気持ちというのですか、そういうものを持っていただくように今後も取り組んでいきたいと考えてございます。

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

**○新谷委員**

**◎生活保護基準見直しにより影響がある制度について**

初めに、資料を出していただきました。生活保護基準見直しにより影響がある制度一覧ということで、まず(1)ですけれども、8月以降、生活保護基準引下げにより影響が出た世帯、これは何世帯ぐらいありますか。

**○(福祉)生活支援第2課長**

今回8月に生活保護基準の見直しがありまして、結果として引下げになった世帯というのが多数ございますが、具体的な数値というのは把握できていないところであります。

**○新谷委員**

保護廃止あるいは停止になった世帯があるのではないですか。

**○(福祉)生活支援第2課長**

8月1日のこの基準改定で、停止になった世帯が3世帯ほどございます。そのうちの2世帯につきましては、その後、廃止になっています。これは基準の見直しではなくて、収入の増加等によりまして2世帯が廃止と、1世帯が停止という状態でございます。基準見直しによって廃止になった世帯はございません。

**○新谷委員**

停止になった世帯数は今のところ1世帯ということですが、では、その1世帯がどのような制度を利用していたかによって、影響額は出ると思うのですけれども、今、幾らかとお聞きしてもわからないかもしれませんが、その1世帯については影響が出るということは確かではないでしょうか。

**○(福祉)生活支援第2課長**

減免制度ということについての御質問かと思うのですけれども、その世帯については生活保護を受けているがゆ

えに、例えば医療扶助というのを受けていたわけですが、それが受けられなくなりますので、その期間については健康保険に入っていただくと、そういった形はございますけれども、その他の減免制度というのは活用していた例はないので、その部分についての影響はございません。

○新谷委員

それでも、国民健康保険に入らなくてはいけないということで自己負担が出てきたということです。来年度も保護基準の引下げが行われるわけですから、さらに廃止又は停止の世帯が出て影響が出てくるということが言えると思います。

それで、(2)ですけれども、新基準に合わせるものが8月から実施したということですが、それぞれの項目ごとに影響を受ける人数、金額がわかれば部ごとにお答えください。

○(財政) 税務長

生活保護基準を基に減免措置等を行っている制度の中で、税関係について、私からまとめて答弁させていただきます。個人住民税の減免、それと固定資産税、都市計画税の減免、滞納整理業務の三つがございまして、平成25年8月以降、申請ございませんので、影響がないという回答になるかと思っております。

○(福祉) 子育て支援課長

私からは、減免制度に関しまして保育費負担金の減免、それから助産費負担金の減免、母子保護費負担金の減免の三つについてお答えいたします。この三つの負担金、いずれも平成25年度に入ってから申請はございませんので、特に基準改定の前後で影響の有無というのはございません。

○(医療保険) 介護保険課長

私からは、小樽市介護保険訪問介護利用者負担助成事業について御説明させていただきます。この事業は平成25年7月1日から26年6月30日までを1年間として助成する事業でございますので、平成25年7月1日には旧基準で約80名の方を更新しております。

平成25年8月1日からの新規申請については、新基準で行うことになっておりますが、新基準でこの事業が不承認になったというケースはありませんので、新基準による影響というのは今のところないということでございます。

○(福祉) 地域福祉課長

44番の成年後見制度利用支援事業、担当部が医療保険部になっておりますけれども、福祉部と医療保険部にまたがっておりますので、私からお答えします。

この制度については、当年度の生保基準の1.2倍以下の収入であれば、この制度を適用できるのですが、この8月以降、この成年後見制度利用支援事業の申込みは1件もございませんので、今のところ影響はないということでございます。

○(医療保険) 国保年金課長

私からは、46番の国民年金申請免除制度について説明いたします。前年の所得また離職の有無によりまして、4段階の免除が受けられるほかに、被保険者又は他の世帯員が生活扶助以外の扶助、例えば住宅、教育、医療などの扶助だけを受けている場合、この場合は申請免除の全額免除の対象となります。仮にそれらの扶助が受けられなくなった場合につきましては、所得基準のみで判定することとなりますけれども、各種扶助に該当している方であれば、ほとんどが所得基準以下となりますため、これまで免除が受けられなくなったという事例はございません。

○(建設) 小林主幹

建設部で特定目的住宅の申込要件の一つに低所得者という項目がございます。これは世帯の収入が生活保護法に基づく最低生活費の1.2倍以内であれば該当するところといった項目でございます。8月の新基準実施に当たりまして、2名の方がこの低所得者に該当しないということで申込みできなかったケースがございました。

### ○新谷委員

資料に基づいて今お答えいただきました。そもそも減免制度というのは、個人の申請ですから、8月、9月になかったとしても、今後、出るかもしれないということはある得ると思います。既に、特定目的住宅の申込みでは2人が外れたということで、やはり影響はあるということです。

それで、減免基準などこういう制度が変わるときは、住民が不利益を受けないような措置をすると国が言ってきました。それはどれですか。

### ○（財政）柴田主幹

国が財源措置をするといいますか、国が対応すると説明した制度につきましては、今の説明の中で申し上げますと、旧基準で実施するものの対応になりますので、45番小樽市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予、それと48番就学援助費、49番特別支援教育就学奨励費、以上になるかと思えます。

### ○新谷委員

生保基準見直しに伴い、ほかの制度に生じる影響について国から通知なりが来ていると思いますけれども、それについて概要を説明してください。

### ○（財政）柴田主幹

国からの通知ということでございますが、今年5月に厚生労働事務次官からの通知がございました。その中では、本年2月に閣僚懇談会で確認された内容について、このとおり対応してくれということで各自治体に通知がされているところでございます。

基準の見直しに伴う他制度に生じる影響についてその対応については、直接影響を受ける国の制度につきましては、それぞれの趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とするという方針が出されております。また、地方単独事業につきましては、国の取組のその趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただくよう依頼するという通知がされているところであります。

### ○新谷委員

今、国の援助というか、それはお知らせいただきましたけれども、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費などについては、できるだけ影響が及ばないようにするということですが、それであれば、この保育費負担金の減免は新基準に合わせるというのはおかしいのではないのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

保育料の関係でございますけれども、委員がおっしゃられますように、（１）、（２）二通りの部分がございます。（１）の受給者を対象としている場合でございますが、保育料はまず税額等若しくは生保受給ですとか、そういう要件で階層区分ということが決められておまして、どの階層に該当するかということ判定をしていくということになります。

それで、このたび国の対応方針が示されておりますけれども、その中身としては平成25年度の対応として、市民税非課税の区分について無料とすることが可能だと、そういった考え方が示されております。そういった考え方に基づきまして、今回、関係規則の中で8月1日の改定基準が執行された際に生保受給世帯であった者が、市民税非課税という要件は継続しておりますけれども、8月1日以降に有料の階層に該当した場合は、今年度内に限り無料の階層に該当するという関係規則の改正を行ったところでございます。

それからもう一つ、生活保護基準を減免制度に取り入れている、（２）の区分の考え方でございますけれども、この考え方につきましては、もともと最低生活費を1.25倍して、平均収入と比較するなどという要件としているところでございます。この最低生活費というものにつきましては、あくまでその時点の生活保護基準により算出したものであり、生活保護基準自体が改定されれば、それに連動することが基本的な考え方としているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○新谷委員

国が影響の出ないように、不利益を受けないようにすると言っておきながら、こういう多くの制度に措置をしていないということは大変不当なことです。しかし、それならば自治体の判断で旧基準で実施もできるということではないですか。

○（財政）柴田主幹

考え方として旧基準での実施ということはできないことではないというふうには考えております。

○新谷委員

今年度は、この 8 月からの生保基準引下げを前提とした各種減免制度において、それを前提とした予算の組み方をしていないと思うのです。ですから、申請制度ですから、申請によってはこれから影響も出る人もいるわけですから、少なくとも今年度は旧基準でいくと、そういうことはできないのですか。

○（財政）柴田主幹

生活保護基準の見直しによりまして影響の出る制度について、その対応について本市の考え方を一度まとめたところであります。

考え方としまして、まず一つは、見直し後の新基準に合わせていくことを基本といたしました。また、先ほどから出ていますとおり、旧基準で対応することに対しまして、国などの財源措置が明記されているもの、これについては旧基準で実施すると。そのほか、年度途中で基準を変更することがこの制度適用に公平を欠くことになる、そういうものについては特例として旧基準で実施するという、この 3 点の方針で決めたところであります。平成 25 年度につきましては、この対応方針で市として対応していきたいと考えておりますし、また 26 年度につきましては、この対応、国もこれからどういった対応が出てくるかまだ不明なところが多いものですから、国の対応を見ながら、もう一度この対応について整理していきたいと、このように考えております。

○新谷委員

市全体でそのように考えたということですがけれども、せっかく小樽市が頑張っただけでこれまで市民生活を応援するために各種の減免制度をつくってきたわけです。

ここで改めてお聞きします。代表質問でも聞きましたけれども、昨年度の年少扶養控除の廃止、それから介護保険料と後期高齢者医療保険料の引上げで幾らの市民負担になりましたか。

○（財政）税務長

平成 24 年度から廃止されております年少扶養控除の関係でございますけれども、24 年度と 23 年度の納税者、その扶養控除対象者が当然異なってきますので、その 24 年度にいと想定される中で整理をいたしました、個人市民税の税額相当にいたしますと、約 1 億 8,000 万円ということになるかというふうに推計してございます。

○（医療保険）介護保険課長

平成 24 年度介護保険料が幾ら増加したかということでございますが、基準額で説明させていただきますと、23 年度までの介護保険料が 4,387 円で 24 年度 5,460 円ということで、1,070 円ほど上がっていますので、年間の保険料としては 1 万 2,800 円ほど介護保険料が上がっているということでございます。

○委員長

総額としての影響額は答えられますか。

○（医療保険）介護保険課長

手元には用意していませんけれども、今の介護保険料というのは、約 24 億円ぐらい収入としてありますので、今の部分でいくと約 3 億円、4 億円ほど増加しているものと思われま。

○新谷委員

後期高齢者医療保険料も上がりましたよね、昨年。

### ○医療保険部長

手元に資料がないので、後期高齢者医療保険料はわかりません。

### ○新谷委員

私も細かい数字を覚えていなかったのですけれども、相当な負担です。年少扶養控除は1億8,000万円、介護保険料はたしか5億円以上だったと思います。1人1万2,800円上がったということです。後期高齢者医療保険料もこの年同時に上がって、大きな負担がかぶさっているわけです。そして、今年10月から年金の引下げです。ですから、全世代にわたってこの負担が大きいかぶせられているということです。そういうときに国のやることは不当ですけれども、その悪政から守るのが小樽市の役割であって、そういうことではやはり市民生活を応援するために、今まで実施してきた制度ですから、新しい基準ができたから、これで財源が浮くみたいな感じでやられたら、本当に市民にとっては不幸なことです。ですから、やはり市民生活を応援するために、まずとりあえず今年度は旧基準でいくと、そのぐらいのことを考えられなかったのですか。

### ○（財政）柴田主幹

まずは制度適用の考え方なのでありますけれども、まずはこれまで各制度とも生活保護基準を基に実施してきたという制度でありますので、この部分の考え方は変えていない。あくまで、生活保護基準でありますので、基準が変われば、それに合わせていくというところでの考え方は変わっていないというふうに思います。また、多少ともその旧基準を使うことによりまして、財政負担も生じるということもあります。余裕のない財政状況の本市におきましては、なかなかそこまでの対応ができなかったということでもあります。

### ○新谷委員

この問題はこの次もまた聞かなくてはなりません。財源が幾ら小樽市としては浮いたのか、その辺も聞かなくてはなりませんけれども、まず、今も言ったように市民生活を応援する立場で市民が不利益を受けない、本当に暮らしが大変になっている中で、何とか応援できないのか、この観点で来年度以降も、今、来年度以降のことはまだこれからということですが、また来年も生保基準が引き下がるわけです。また引き下げになれば減免制度から外れる人がたくさん出てくるわけですから、そういう不利益を受けないようにしてほしいし、さらに国にもっと市独自のこういう対策に対して、施策に対して財政応援をするように要望してほしいのです。それが最初の国の言っていることだと思うのです。その点ではいかがですか。

### ○（財政）柴田主幹

国に対する要望ということでもありますけれども、国の制度につきましては、国が対応するということが具体的に支援の内容について示されているところでもあります。地方単独の事業についてなかなか難しいのかもしれませんが、実際に市がやろうとした場合には、負担が増えるわけですから、この辺について可能な限り国に要望をしていきたいというふうには考えております。

### ○新谷委員

前後しますが、就学援助のことです。先ほど言いましたように、影響を及ぼさないように対応することを基本的な考え方とするということでしたけれども、就学援助については、今年度は影響ないということですが、来年度以降です。まだ、国の財政措置は決まっておられませんけれども、来年度以降も生保基準の1.3倍は変えないのか、生保基準がまた来年引き下げられるわけですから、それへの対応、今まで受けていた人が同様に来年度も同じ額を受けられるのか、その辺の考え方、また対応についてお示してください。

### ○（教育）学校教育課長

48番就学援助費と49番特別支援教育就学奨励費、この二つの制度の部分ですけれども、両方ともももとの制度では、前年度の生活保護基準を用いるという形になっていますので、今年度につきましては、旧基準で実施ということになり、8月から基準が変わったとしても影響はありませんでした。それで、平成26年度をどのように考えて

いくつかと申しますと、この二つのうち、特別支援教育就学奨励費は国庫補助が入っています。就学援助費は16年度までは同じように国庫補助だったのですが、17年度のいわゆる三位一体改革によって、国庫補助ではなくなりました。国庫補助のある特別支援教育就学奨励費についてですが、26年度においては具体的に国庫補助の基準としてどの年度の保護基準を使うのかという部分がまだ示されておりません。これが今後示されてくるとは思いますけれども、就学援助費についても今は、市の判断でやっていますけれども、類似の制度の中で制度の整合性を考えた場合に、国庫補助のある特別支援教育就学奨励費がどの生活保護基準を使うのかという部分が一つの大きな判断材料になるというふうに考えていますので、それが来てからそれを踏まえて検討していきたいと考えております。

#### ○新谷委員

まだ、基準がわからないのでということでしたけれども、子供たち、やはり先ほど公平性を保つといいましたけれども、どの子にも行き届いた教育という面で後退しないように頑張っていたいただきたいと思います。

この問題については引き続き今後も質問いたします。

(「済みません。委員長、先ほど資料がなくて答弁できなかった部分について説明させていただきたいのですが、よろしいですか」と呼ぶ者あり)

#### ○医療保険部長

先ほど本会議で私どもが答弁させていただいた前年度の決算との差額というのですか、保険料の引上げ額ということでの答えですけれども、介護保険料の部分が約5億405万円、後期高齢者医療保険料が6,169万円ですから、約6,200万円の引上げになったということでございます。

#### ○新谷委員

繰り返しになりますが、そのぐらいの大きな負担ですから、市民生活を守るためにぜひ応援していただきたいと思います。財政部長、よろしく願いいたします。

#### ○財政部長

今年度の対応は今各部から答弁申し上げたとおりでございますので、御理解いただきたいと思いますが、新年度につきましては、はっきり言いまして、小樽市の財政状況も厳しい状況になります。なおかつ、地方自治体の単独事業については、あくまでも交付税措置とかそういうものはございません。その中でやはりどういった対応をしていかなければならないのか。はっきり言いますと、国の支援などがなければなかなか難しいという部分はあります。国の動向を見ながら、当然皆様方もその制度改革に当たって不利益の出る部分については、国にそれぞれ要望していただきたいと思いますが、私どもとしても制度的にそれが必要なものということになれば、当然その補助金なり交付税措置なり、当然そういうものを求めていかなければならないと思っております。

#### ○新谷委員

そうですね。特に与党の皆さんにはよろしく願いたいところです。

#### ◎ I R カジノ 構想について

次に、I R カジノ 構想について伺います。

初日の私の質問に対する答弁ですけれども、後から自民党の質問に対する答弁との食い違いを感じましたので、改めて質問いたします。

小樽市として、カジノ、I R、国に申請するときは、小樽市が構想策定費を持たざるを得ないということ、それからもう一つは複合観光施設の魅力はもちろん、周辺観光資源や都市基盤など、さまざまな配慮が必要となると。その場合、観光振興室長はカジノに対しての補助ではなく、それを含む観光施設として整備する場合は補助の可能性はあると答弁されましたが、そのとおりでよろしいですか。

#### ○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

9月12日の予算特別委員会の中での話でございますけれども、答弁の食い違いというふうには思っておりません。

現在、I R の推進ということで考えられるのが構想策定費、これについては市で何がしかの費用負担をしなければならなくなるだろうというふうに考えております。その後のそれで一切終わりですかという質問に対しては、今後そういった整備がなされる場合に、カジノの建設についての補助ということは、今は法案の中でも想定されておりませんが、その周辺の何か整備が必要なものについては、現在、何があるということでは場所も決定していないので、何とも言えませんが、可能性として周辺整備、都市基盤の整備というのが考えられなくはないということで答弁申し上げたものであります。

**○新谷委員**

考えられなくはない。考えられるというふうにもとれます。私はテープを聞きましたが、可能性はあるという御答弁でした。そういうことで受け止めておきます。

先ほど斎藤博行委員からも青少年への影響対策、どういうことを考えているかということで質問がありました。私も、この前、質問しましたが、その一つに入場制限があるということなのですが、その入場制限の中には、自国民に対し入場料を賦課しているシンガポールや韓国などありますけれども、それについて北海道の調査では、どのように報告されていますでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹**

北海道の調査で、入場料を課している韓国及びシンガポールということですが、北海道の調査では必ずしも入場料を徴することが、これは青少年というよりは依存症なのでしょうけれども、その防止に必ずしも直結して役立っているとは言えないという形で報告書には記載されております。

**○新谷委員**

そういう効果は検証されていないという報告でした。

そこで、教育長にお尋ねします。

先日、I R は市全体の活性化という意味では当然考えなければならないことだと思います、小・中学校の子供たちの健全育成を担う教育長の立場としては、さまざまな心配なことはありますけれども、一つ一つ対策を講じていくことで乗り越えていくことも考えられるとおっしゃってございました。当然、刑法第185条、それから保護法益ということをお存じだと思いますけれども、こういうカジノ、青少年への対策を考えさえすればよいと考えていらっしゃるのですか。

**○教育長**

さきの答弁はI R法が成立し、実施法が成立して、小樽にI Rができるということを前提にしての答弁でございまして、刑法上の問題で、現状でI Rをとということではないので、その辺の御理解はいただきたいと思います。

私が乗り越えられる、乗り越えなければならないと申ししたのは、教育委員会制度が昭和23年にできて、地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、法とそれぞれ市長部局と教育委員会とそれぞれ役割分担しながら65年が経過して、この間、社会経済情勢は刻々と変化をしてきて、それに対して教育委員会として不易と流行、いつの時代にも変わらないものと、時代によって変化するものに適切に対応し、適切な教育を施していく。そのことを考えながら乗り切ってきた。その結果、東日本大震災で見られるように日本人があれだけ混乱した中で、整然と規律正しい避難ができた。また先般、電車に閉じこめられた乗客を助けるために、乗っていた乗客とともども協力をしながら救出をする、ああいう日本人の持っている倫理観、これがこういうことをもってすれば、これからも時代によってさまざまな変化があつたにしても、適切な教育をしながら乗り越えていけるものだという観点で申し上げたものでございます。

**○新谷委員**

私が質問していることにきちんと答えていただいていないと思うのですが、確かに今おっしゃったとおりいろいろ乗り越えてきたと思いますが、カジノ自体をよいと思っているのですかということですか。

○教育長

現行法上、カジノは法令上、日本では行われたいということになっておりますので、それは当然のことだというふうには考えております。

○新谷委員

確かにそのとおりです。私はやはり教育委員会は市長部局から独立した機関であるし、はっきりと意見を表明していいと思うのです。何よりも青少年の健全育成、人格形成をしていかなければならないということが教育委員会の大きな仕事だと思います。そういう点で、青少年への大きな悪影響があるものに対しては、やはりきちんと意見を言っていたきたいと思います。答弁は要りません。そういうことでよろしく願いいたします。

○新谷委員

◎原子力防災計画について

この間聞けなかった原子力防災計画について伺います。

まず、福島第一原発事故で全村避難となった福島県飯館村は福島第一原発から何キロメートルのところにありますか。

○（総務）小濱主幹

飯館村ですが、はっきりした数字は今資料がないのですが、一番近いところで30キロメートルちょっと、一番遠いところで50キロメートル以内のところに入っていたと承知しております。

○新谷委員

ということは、小樽市と同じような条件に、位置にあるということです。蘭島は30キロメートルちょっとのところですか。この飯館村のことを考えますと、風向き、それから風の強さ、あるいは気流、そういうことで放射性物質が、万が一、泊原発が再稼働になって事故が起きた場合に、小樽市に到達することは十分考えられると思います。小樽市がU P Z 圏内に入っていないということですが、シミュレーションで放射性物質が小樽に到達する例というのは全くなかったのですか。

○（総務）小濱主幹

北海道では国際原子力機関 I A E A ですか、国の原子力災害対策指針で目安とする30キロメートルのほか、国で実施しました放射性物質の拡散シミュレーションの結果を参考にU P Z の範囲を決定したと聞いております。このシミュレーションでは I A E A の避難基準である1週間の積算の被曝量が100ミリシーベルトとなる区域、これが一番遠いところで泊原発の場合に約15キロメートルであったと。この区域を含む30キロメートルまでを北海道ではU P Z の範囲としたもので、小樽市は含まれなかったところがございます。

ただし、国の指針ではU P Z 圏外の周辺でもブルーム通過時には甲状腺被曝などの影響があることが想定されるため、その具体的な防護措置のあり方ですか、P P A の範囲について原子力規制委員会で検討されるものとなっております。

○新谷委員

代表質問のときも取り上げましたけれども、滋賀県は、県独自にシミュレーションを行って敦賀原発から42キロメートルまでをU P Z 圏内としております。そのほか、全県をP P A としておりますけれども、飯館村のことを考えますと、非常に不安になるわけです。北海道はU P Z まででは決めたいけれども、その後のことは何で遅れているのか、その辺についてはどうですか。

○（総務）小濱主幹

これまで、北海道では国の原子力災害対策指針の改正に合わせて、原子力防災計画の修正を行ってきております。現在、指針では、P P A についての具体的な範囲ですか、防護対策の基準などについては決められておらず、今後の検討課題とされているため、北海道の計画においても定められておらず、今後P P A に係る指針の修正があっ

た場合には、道の計画についても必要な修正を行うものと聞いております。

○新谷委員

では、国の対策は遅れているからということですね。それでは、国に早く指針を出して不安のないようにしていただきたいと思います。

それで、事故後、放射性物質の拡散は南は静岡県まで達しました。東京都でも葛飾区などでは高い線量が検出されまして、その後、土壌汚染などどういう状態になっているか、御存じでしょうか。

○（総務）小濱主幹

東京都葛飾区の例ですが、福島第一原発から遠いところでも汚染されているところがあるということは報道などでは聞いたことありますけれども、静岡県ですとか、東京都葛飾区の例については、存じておりません。

○新谷委員

実は、日本共産党東京都議団が2011年から都立施設の放射線量を独自に繰り返し調査して、除染を求めてきました。東京都は基準値以下だといって拒否してきたのですが、やっと昨年6月、都立水元公園で都議団立会いの下に調査を行った結果、9地点で文部科学省の除染のガイドラインを超えていることが明らかになりまして、高いところでは基準値の6倍近い線量でした。このことは東京都のホームページにも載せられておりますけれども、このように遠い離れたところでも、こういった後の問題が出てきているわけです。ましてや子供たちが遊ぶ公園で基準値を超える放射性物質が検出されたということは大問題だと思うのです。泊原発は再稼働させないのが一番いいのですが、多くの市民もそれを望んでいると思いますけれども、市長が国の判断に任せるという御意見ですから、そう言うからには早く安全対策、防護措置をとるように国や北海道に要求すべきだと思いますが、いかがですか。

○（総務）小濱主幹

国や北海道への申入れについてですが、先ほども申しましたように、プルーム通過時についてはUPZ圏外でも影響があると考えられるということで、現在、国でも指針について検討を行っているところでございます。我々としても、そここのところの検討を早くして指針に反映させるなりということをしていただきたいということで、今後もしできる限り機会を見て、北海道などにも要望していきたいというふうには思っております。

○新谷委員

それから、今、海に大量の放射能汚染水が流れ出ている、これが非常に市民の皆さんも心配しているわけです。海の汚染状況はどうか、魚に影響はないか、そしてまた韓国では太平洋沿岸の水産物の放射能が少しでも含まれていたら輸入を禁止するという措置をとっていて、太平洋沿岸の自治体では非常に打撃を受けているわけですが、そういうことで海が汚染されていないという保証がありません。北海道でも調査をしておりますけれども、小樽市は、今、大気の放射線測定を北海道以外に市独自でも実施しております。この海水の放射能汚染状況がどうなのかということの小樽市独自で調べられないのか、また北海道に対してでも、もっと調査回数を増やしていくという要望をしていただきたいと思いますが、この点についてお答えをお願いします。

○（総務）小濱主幹

海水のモニタリングなどについてですが、現在、道などで海水のモニタリングはされております。本市におきましても、空間の放射線の測定を行っているところですが、海水になりますと、海水の採取ですとか、測定ですとか、そういったモニタリング体制をとることが非常に難しいというふう考えております。

現在、北海道では太平洋岸の室蘭市ですとか、様似町、厚岸町の漁港で月に1度海水中のモニタリングを行っている。今回、福島第一原発の汚染水の対応のため、この9月から文部科学省が、従前まで福島県沖で海水を測定していたのですが、9月から茨城県沖、宮城県沖を追加して測定をしているということでございます。

北海道では福島第一原発に近い海域での測定が実施されたことから、測定回数などについては増やす考えはないということ聞いております。

ただ、水産物に関しましては、これまで回遊魚だけの測定を行ってきたところですが、これ以外の魚についても隔週で実施をすることとしておりまして、北海道だけではなく、先ほど言いました茨城県沖、宮城県沖の測定を追加というようなことで、広域に監視体制が強化されているというふうに聞いております。今後も事態の状況などについて対応していただけるように、北海道には話してまいりたいというふうに考えております。

**○総務部参事**

私から補足いたします。小樽市での海水の測定をしないのかということなのですが、私どもも道に聞きました。それで、今、主幹が答弁したように、福島県沖で今まで海水を測定していたのですが、それをさらに拡大しました。そこで、福島第一原発から出るそういった汚染水の流れを常に監視していると。そのほかに、我々一番困るのは、日本海への状況はどうかということなのですが、日本海につきましては、太平洋岸から海流が北上していくので、日本海側に入ることはない。ただ、やはりそうはいつでも回遊魚がいるので、そういったものについては今まで、月に1回程度だったのを週1回にこの9月からしていくということで、いずれにしてもこの9月からいろいろな汚染水の問題が騒がれていますので、道、あるいは国でそういう対策を講じているということです。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時34分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

---

**○上野委員**

**◎市税の滞納について**

先ほど来、財政難の話がいろいろ議論が上がっておりますけれども、平成24年度決算が出たということで、市税の滞納についてお聞かせいただきたいと思っております。

さまざまな市税があると思うのですが、24年度はどのような滞納がありましたか、その率等を個別にお聞かせいただければと思います。

**○（財政）納税課長**

市税の滞納につきましては、科目として個人市民税、法人市民税、都市計画税、固定資産税、軽自動車税などの税目が挙げられます。その中で、平成24年度決算におけるそれぞれの滞納繰越分の調定額の部分につきましては、トータルでは44億3,229万2,000円、このうち個人市民税につきましては3億7,422万2,000円、割合につきましては、全体の8.5パーセント、そして法人市民税につきましては7,567万2,000円、割合につきましては1.7パーセント、固定資産税につきましては32億6,296万5,000円、こちらは73.6パーセント、都市計画税につきましては7億1,018万4,000円、16.0パーセント、軽自動車税につきましては924万9,000円、0.2パーセント、以上のような割合になっております。

**○上野委員**

今、それぞれの項目についての滞納額をいろいろ聞かせていただきましたけれども、特に固定資産税の滞納額が非常に大きいと思っております。この固定資産税の滞納額が、特に大きな理由というのは、どのようなところにあ

るのかお聞かせください。

○（財政）納税課長

固定資産税の滞納額が大きい部分についての御質問がありましたが、固定資産税の課税額につきましては、他の法人市民税や個人市民税のように所得の状況に応じて課税されるものではなく、土地とか建物などの資産に対しての課税する形になりますので、好不況にかかわらず、課税されていきます。そして、現在の長引く不況の影響などによって企業業績は悪化を続け、そしてまた個人の所得につきましても減少傾向にあります。そのような中から、本来支払うべき税の中で、どうしても固定資産税の占める割合というのがどんどん大きくなっていきます。それで結果的には納付が滞りがちになり、固定資産税の滞納の割合が高くなったというふうを考えております。

○上野委員

さまざまな税の調定額が出ましたけれども、やはり税金でありますので、当然財政の厳しい中、小樽市として、収入をきちんと確保していかなければならない部分であります。収納対策の取組について、どのように考え、あるいは取り組んでいるものがあればお聞かせください。

○（財政）納税課長

市税の収納対策につきましては、従前から滞納者の方に対して、定期的に電話なり文書なりで催告ということを実施しております。その上で、財産があるにもかかわらず納付していただけない場合につきましては、最終的には預貯金などの差押えを行っております。

これまでの取組の部分ですけれども、平成19年度からは、従前は納付催告中心の取組であったものを差押え中心の体制に切り替えたほか、21年度からは実際に差し押さえた動産や不動産などの換価のために、ヤフーのインターネット公売も開始しております。

また、22年度からは、地方税法第48条の規定によって、北海道による市・道民税の直接徴収を実施しているほか、24年度からは納税課の組織を係制からグループ制に変更し、収納体制の強化を図ったところであります。

○上野委員

さまざまな取組、御努力をされていると思います。特に、ヤフーでのインターネットオークションですか、公売とか、いろいろなことをされていると思うのですが、どれだけの効果が上がっているのか、あるいは差押えの件数というのは、年々どのような形で、増えているのか、減っているのか、そういうところをお聞かせいただければと思います。

○（財政）納税課長

最初に、ヤフーのインターネット公売の関係につきましては、平成21年度から実施しておりまして、毎年不動産なり、動産を出品しています。21年度から継続して3年間ほどは、ほとんど動産しか売れず、不動産的なものは売れなかったのですが、24年度は、不動産も1件落札していただきまして、市税に不動産の部分だけで220万円ほど充当させていただく形ができました。25年度に入りましても、不動産等のインターネット公売を現在進めているところであります。

また、差押えの件数につきましては、23年度までは、トータルで1,147件、市税の充当額は4,824万1,753円ということになっておりましたけれども、昨年につきましては、預貯金等の差押えの件数が増えた関係もありまして、件数としては1,704件、そして市税充当額は6,880万6,234円という形になっております。

○上野委員

さまざまな取組をされて、市税、そのほかの税の納税に対して御努力されていると思います。やはり納税するのは義務でありますので、大事なところありますから、お取り組みいただくとともに、1点だけ、先ほど固定資産税の話もありましたけれども、本当に払えない方というのがありますので、個別の事情を勘案して、より納付しやすい形も検討しながら市税の徴収に今後も努めていただければと思います。

## ◎給食費について

次に、給食費についてお尋ねします。

ひととき給食費の未納についての話題が全国的に広まりまして、小樽市でも未納があったということで、さまざまな取組をなされていると思うのですが、現在、給食費の未納については、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

### ○（教育）学校給食センター副所長

給食費の未納の状況でございますが、過去 3 年間の数字で申し上げます。

平成22年度は約677万円、23年度は約603万円、24年度は約580万円となっております。

なお、収入率につきましては、22年度は98.46パーセント、23年度は98.59パーセント、24年度は98.64パーセントと少しずつではありますが、向上しております。

### ○上野委員

若干未納は、少なくなってきたようですが、金額的には、そんな大きな違いはないのかと。670万円から600万円前後ということで、結構な額だと思いますが、この未納されている諸事情はいろいろとあるのですけれども、この中で未納者というのは大体固定されているものなののですが、その年その年で未納者の実態というのは、変わっていくものなのかということをお聞かせください。

### ○（教育）学校給食センター副所長

未納者の状況でございますが、一部継続して滞納を続けている方もいると確認しております。

### ○上野委員

ということは、何年も滞納している方もいるわけですね。これに関しまして、先ほどの共産党の質問で、今後、生活保護基準が変わって、また給食費の未納にも影響を及ぼすこともあるとは思いますが、そういう経年的にずっと滞納されている方の実態調査等々をなされているのですか。

### ○（教育）学校給食センター副所長

各学校から定期的に報告が来ておりますので、そういった方については、学校給食センターである程度押さえております。

### ○上野委員

そういう未納者に対して現在どういう取組をされているのか、お聞かせください。

### ○（教育）学校給食センター副所長

未納の対策でございますが、まず各学校で各未納者に文書督促、面談あるいは電話催告等ということで、個別に当たっております。

また、給食センターでは、学校給食の運営主体であります学校給食運営協議会で、学期ごとに催告文書を発布しております。

また、今年からの取組といたしまして、夜間の納入相談窓口というのも開催しております。

### ○上野委員

さまざまな取組をされているようですが、1点気になるところは、何年も滞納している方、さまざまな実態調査もされているというのですけれども、やはり先ほどの税の話ではないのですけれども、現実的に生活にかなり苦慮していて、本当に払うものもなかなか払えない状況に、もしあるようでしたら、未納のまま何年も放っておくというよりは、何らかの補助制度というのか、減免制度もひとつ考えて、制度的に何か担保することもありなのかなど。実態調査をしながら、財産があるにもかかわらず払っていないという悪質なものは明らかにわかると思うので、それは徴収すべきでしょうけれども、やはり現実的には厳しい方もいらっしゃると思うわけでありまして、そこら辺、本当に個別のことになると思いますけれども、現実を把握されて、未納のままの対策をずっとすることがいい

のかどうかということも、今後御検討いただければと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

個別の対応についてでございますが、現在、減免制度というのは、就学援助世帯あるいは生活保護世帯のみとなっておりますので、それ以外の世帯につきましては、現在のところ減免制度は持っておりません。

ただ、個別のそういった案件につきましては、いろいろ面談等を行った上で、お話を聞いてまいりたいと思っております。

○上野委員

基本的には、やはり徴収するというのが基本であります。あとは、その中で、現実的にできるのかできないのかというのは、個別のことですので、熟慮の上、このままずっと何年も滞納というのは、いかがなものかと思っておりますので、さまざまな取組があると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

◎行政評価について

それでは、行政評価について質問させていただきます。

代表質問で、行政評価について質問させていただきましたが、まず平成25年度の実施に当たっては、評価対象事業を限定するとともに作業スケジュールを早めて、評価結果を26年度予算に反映できるように進めているところでありますという御答弁をいただきました。

ここで、評価対象事業数を限定すると御答弁されていますが、一昨年の事業の事業数あるいは事業の基準等、今年度、今たぶん行われていると思うのですけれども、その基準の違いをお示しいただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

平成24年度に行った事業の選定の方法と今年度実施している選定の内容の違いということでの御質問かと思うのですけれども、昨年度は、重点点検項目としまして、おおむね事業費が100万円以上で10年以上継続した事業ということで122事業、それから特定見直し項目としまして12事業、合わせまして134事業を選んで行ったところです。

今年度につきましては、昨年度評価を行った結果を受けて、いろいろな反省点だとかを反映させまして、見直しを行った上で、まずは評価システムの構築、それから各部への浸透を主に考えましたので、その意味で事業数を限定しまして、今年度の事業の選定につきましては、主に単独事業で複数年継続した事業、その中で、一般財源の大きいものを選んでおります。昨年度行った事業を除いた上での一般財源の大きい事業ということで選定しました。

数につきましては、各部1から2事業を選定しまして、全部で18事業について、25年度の評価を行っております。

○上野委員

今、評価システムをきちんと理解してもらうために前回と違い、事業数もある一種限ってやられているということなのですが、その評価システム自体が、もう一度確認なのですが、評価システムの中身について、昨年と同様の評価システムを用いているのか、さらに今年評価システムを変えさせたのか、そこら辺のところをお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

評価システムの中身につきましてですけれども、各部で、まず部の自己評価としまして一次評価を行います。それから庁内の総合評価としまして二次評価を行います。これは、昨年度と同じ流れで実施する予定でございます。

一次評価におきまして、各部で評価調書を作成して自分の部の事業の点検を行うのですけれども、その中で、まず活動指標としまして、各事業の目的達成に向けた個別の細かい事業の実施実績を示すような指標ですとか、それから成果指標としまして、その事業目的の達成の度合いを判断ですとか、推測できるような指標を設定するつくりとしました。評価調書の大きな見直しの点は、そういったところです。

それから、実施スケジュールを、先ほど早めたという話がありましたけれども、7月、まず一次評価をスタートしておりまして、11月ぐらい、予算編成の始まる時期までには平成25年度の事業について評価を終えて、予算編成

に反映させたいと考えております。

それから、公表の内容につきましても、24年度につきましても、概要を示した一覧表形式の公表を行ったのですが、さらにこの一次評価ですとかの評価の過程がわかるように評価調書につきましても、個別の事業を掲載したいと考えております。

#### ○上野委員

スケジュールリングから公表の仕方まで、今、御答弁いただきましたが、現在、代表質問でも御答弁されているのですけれども、予算編成作業が始まる11月までに評価結果を確定させたいということで、先ほど評価システムの話进行一次評価、二次評価ということでお話しされました。それを踏まえてやるということで、今は、9月中旬でございますけれども、現在は、どのあたりをなされているのか、お聞かせください。

#### ○(総務)企画政策室安部主幹

現在の平成25年度の行政評価の進捗状況ですけれども、一次評価につきましても、8月上旬に各部から提出がありまして、その中身について、今、各部と中身の確認をしているところでございます。

それから、25年度の事業の評価のほかにも、24年度の評価の結果において、今後も検討を継続するとした事業がございましたので、そちらも9月の頭までに検討の内容ですとか状況報告をいただいています、その内容の確認を今、しているところでございます。

#### ○上野委員

大体、スケジュールどおり進んでいるのかなという、今、御答弁をいただいているのですが、今回は試行ということで2回目になりますけれども、試行はいつまでされる予定なのでしょうか。要するに、事業と評価を試しではなくて、実際に本当にやっていく、これがいつごろになるのか、お聞かせください。

#### ○(総務)企画政策室安部主幹

平成24年度から引き続き試行ということで実施させていただいていますけれども、担当部の考えとしましては、今年度、前回の評価調書なりを見直した形で行っておりますので、この形で、またさらに反省点等があれば、それを反映した上で、次年度、26年度から本格実施という形で毎年度継続してやっていきたいと考えております。

#### ○上野委員

要するに、平成26年度からは試行ではなくて、本格実施という予定でやっていくということでしたけれども、今は試行でありますので、対象となる事業に関しましても、最初は10年以上やっている、先ほども述べられましたけれども、そういう条件づけをして、こちらで事業数を抽出しまして、2回目も、またある事業に関しましては、対象とする事業は市側で決めたのですけれども、実際に実施していくのは試行ではございませんので、その中で、どういう基準を持って事業の見直しをかけていくか。やはりそのルールづけをしっかりと実際にやるのであれば、市役所だけではなくて、小樽市全体に周知をしていかなければ、何か都合のいいところだけ行政評価をやっているという誤解を招かれても困りますので、そういう基準というのは、明確なものをつくらなければいけないと思うのですけれども、そういうものも、現在お考えでいらっしゃるのでしょうか。

#### ○(総務)企画政策室安部主幹

評価対象の事業の基準ということでよろしいでしょうか。

基準につきましては、昨年度から実施する中で、重点点検項目とかで事業費の大きいものですとか、何年も継続している事業というような一応の基準は定めて実施しているところであります。

次年度以降につきましても、そういった基準、今回やりながら見直す点もあるかもしれないのですけれども、そういったものを反映させながら、ある程度実施基準みたいなものは、きちんと定めてやっていきたいと思っております。

### ○上野委員

たぶん実際に事業実施となりますと、案を出されると思います。そこで明確に見えてくると思うのですが、例えば複数年度は、前回は今回もそうですけれども、前回もたしか反省の中で、複数年度やっている事業は、もう固定化してあまり変わらないから、評価も大した変わらないみたいな、そんなものも反省材料として一つあったのではないかと、私の中では記憶しているのです。なので、ぜひとも実際に評価作業するに当たっては、事業実施をするに当たっては、ぜひどういうところを基準とするかというのを明確にお決めになられて、ぜひやっていただきたいと思ひますし、本当に、昨日も集中審議がありましたけれども、自治基本条例にも行政評価が、そのまま載っておりますので、これはしっかりやっていかなければならないものだと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

### ○前田委員

それでは、一般質問した中から何点かお聞きをします。

#### ◎救命率について

確認になるのですが、救命率についてお聞きをしました。答弁で数字が述べられております。平成21年は3.2パーセント、22年は5.7パーセント、23年は5.5パーセント。この数字というのは、高規格救急車が対応した救命率になるのか、それとも一般の救急車も含めた救命率なのか確認したいです。

#### ○（消防）警防課長

救命率についてでありますけれども、この救命率は、高規格救急車も普通規格の救急車も含めた数字でございます。

### ○前田委員

高規格救急車も普通規格の救急車も含めた数値ということですね。そうしたら、当然費用もかかりますが、今、市内には高規格救急車が3台あると思ひますが、将来、市内の救急車全てを高規格救急車にした場合は、当然、救命率が上がるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

#### ○（消防）警防課長

救命率の問題でございますけれども、もちろんそれを目指して救急車の高規格化及び救命士を養成するという方針について変わりはございませんけれども、一般的に救命率の向上に関しましては、まずその場に居合わせた方の早期発見と通報及び早期応急手当の開始、さらに救急隊による早期医療機関への搬送、さらに医療機関による治療の早期開始、こういった連鎖が救命の鍵というふうに言われております。救急隊の質が向上するというのは、その一環になると思ひますので、今後も救命率の向上に向けて、救急隊の質の向上を目指していきたいと思ひます。

### ○前田委員

費用もかかりますけれども、ぜひそのように努めていただきたいと思ひます。

#### ◎消防団について

それから、消防団についてもお伺ひしました。団塊の世代が、今後67歳まで定年延長になったことによって、今後退団される団員の見込みはということで、105人でしたか、5年で平均すると20人弱、この方たちが退団される見込みのようでございますけれども、そういった中で、最小と最大の分団員についてということでお聞きしました。6人しかいないという分団もあるようでございますけれども、この分団のこれまでの団員数の推移というのは、どのようなになっていますか。

#### ○（消防）主幹

6名の消防分団は、第10分団、祝津を管轄している分団でございますが、今までの推移といひますか、ここ近年の推移ということですが、大きな変動はございません。細かな数字は、今、手元に資料がございませんが、

ここ数年は一桁の人数で推移しているかと思えます。

**○前田委員**

それで、最大は58人という分団もあるようでございますけれども、この祝津の分団と58人を抱える分団との地域の環境というのか、こういったものと入団の取組方について差異はあるのかないのか。

**○（消防）主幹**

今、御質問のございました58名の分団につきましては、第8分団でございまして、長橋・幸・オタモイを管轄している消防分団でございます。今、比較された第10分団の祝津、これは祝津地域限定の消防団で、8分団の58名につきましては、長橋・幸・オタモイということで、比較的広い地域を管轄に持っているということで、必然的にこういう数字の違いが出てくるものだと考えておりますが、いずれの分団にいたしましても、一般質問の中で市長が答弁したとおり、事あるごとに入団促進に向けての努力をしておりますし、さらには町会ぐるみで確保が必要ということで、各消防分団、さらには町会内で努力して、消防団員確保に向けて取り組んでいるという状況でございませぬ。

**○前田委員**

祝津は地域的には限られた人数かと思えますし、長橋方面であれば地域住民も多いということで、長橋・幸・オタモイ方面は58人、祝津は6人しかいないということですが、あの辺は地域住民のつながりというのが濃密というのか、濃いところでございますから、声かけなどで団員が入ってくるのかということも考えられるのですけれども、こういう小さい分団と大きい分団というか、隣の分団との合併ということは、過去も含めて、今後も考えがあったのか、この辺の考え方についてお聞かせください。

**○（消防）主幹**

過去には、そういったことはなかったかと思えます。今、市内に18分団あるのですけれども、今、委員おっしゃったように6人という少人数での消防分団がございまして、今後については、例えば統廃合といいますか、そういったことも考えていかなければならないというふうには考えております。

**○前田委員**

それで、以前に質問したときにも同じようなことを聞いたのですけれども、この団員の募集ですとか、そういったことを含めて、消防団の活動に協力してくれる事業所を見てわかるようにする表示制度、こういったものが設けられているというふうに答弁の中にあるのですが、この効果と表示をされている事業所のメリット、こういうものについて、お聞かせください。

**○（消防）主幹**

消防団協力事業所表示制度につきましては、現在、市内で12事業所が登録されておまして、その中では、消防団員の加入が40名ほどいる状況であります。

メリットということでございますが、当然、会社自体が消防団員、消防団の活動に協力しているということで、社会的認識といいますか、評価があるということと、それといざというときに会社ぐるみで協力していただけるということでは、消防団としても大変心強いというところでメリットがあるというふうに考えております。

**○前田委員**

北海道はどうかと思うのですが、他都市では、複数の団員がいる事業所などには、今、本市は財政状況が厳しいですから、なかなか無理かと思うのですけれども、法人市民税だとか、こういったものが減税されている、そういう事業所もあるのです。これを直ちに実施してほしいとは言いませんけれども、何か将来に向けて、取り組んでいられるお考えがあるのかないのか、この辺もお聞かせください。

**○消防本部次長**

ただいま委員から御質問がございましたとおり、ほかの都府県では、住民税の軽減ですとか、それから市レベル

では、例えば入札に対する優遇措置みたいなものを行っているところもあるようではございますけれども、総合評価方式みたいなものを行えば、そういうこともあるのかとは思いますが、実態的には市の入札に参加するというのが前提になりますから、全ての事業所がそういう形ではないということもございまして、なかなか難しいものがあると思っています。

ただ、小樽市の消防団の協力事業所の導入状況でございますけれども、道内の主要都市を見ますと、札幌市でも 16、それから一番多いところが旭川市で 37 事業所、釧路市が 9、北見市が 8、帯広市とか室蘭市では、逆に導入している制度がないというような状況の中で、小樽市で 12 事業所が協力をいただいているところでございますので、状況としては、道内的にはまあまあ頑張っているほうかというふうには考えております。

#### ○前田委員

複数の団員を登録している事業所などがあれば、いろいろと負担もあるかと、こういうふうにも思っておりますし、逆に団員が不足傾向にあるわけですから、事業所に働きかけて、こういうメリットもあるのだから、ぜひ団員に登録してほしい、こんな方法もあるのかと思ったものですから、この話を今お聞きしました。これはこれでいいです。ただ、団員確保に向けて、いろいろと施策を考えていただければと、このように思うところでございます。

#### ◎住民基本台帳カードについて

次に、住民基本台帳カードのことを一般質問でお聞きしました。6,958 枚の基本台帳カードが、今、発行されているのだということではございますけれども、このカードの活用状況というのか、現在、何かこういうことをやっていますとかがあればお聞かせください。

#### ○（生活環境）戸籍住民課長

カードの活用状況ということではございますが、多くは転入・転出のときに、そのカードを持って、通常転出であれば転出証明を小樽市から出して、それを転出先の市町村に示してという、そういう紙でやる形だったのでございますけれども、平成 24 年度からは、そのカードにデータを記録して、それを先方の自治体に示すという使い方もされております。

ただ、カードの交付状況が小樽市の中でも 5 パーセント程度ということで、なかなかそういう活用をされているケースは、あまり多くないという認識は持っております。

#### ○前田委員

5 パーセント程度ということで、発行率が低いということなのではございますけれども、これを増やすというような施策というか、手数料が 500 円かかるということですが、手数料が掛かることが普及に結びついていかないとするならば、一定期間無料にして発行率を伸ばすと、こういう方法も考えられるのですが、こういう方法については、どのような考えをお持ちですか。

#### ○（生活環境）戸籍住民課長

委員がおっしゃいました住民基本台帳カードの普及促進という部分だと思います。

他都市での例では、千葉県市川市ですとか、東京都三鷹市などで、住民基本台帳カードを使って、いわゆるコンビニでの証明書の交付などをやるために、カードを無料で配布している例というのは、委員がおっしゃるようでございます。

ただ、市川市ですとか三鷹市は、もう平成 22 年にそういう形で早々と導入をしているのですけれども、現状の話をお聞きいたしますと、住民基本台帳カードについて、国は、委員御承知のとおり、社会保障、税、災害対策の各分野における番号制度の導入というものを今進めておまして、これに伴いまして、平成 28 年 1 月からこの住民基本台帳カードにかわる新たなカードを交付するというところで、作業を進めております。

この新たなカード交付以降は、住民基本台帳カードについては、新規の発行を行わない予定というふうな今のところ情報として聞いております。そのため、市といたしましても、この住民基本台帳カードを現状では普及させる

取組を行う考えは、申しわけありませんが、ございません。

○前田委員

今そういう施策を打つことは考えられないということだと思います。

それで、今、国でもこの後何か考えて、平成28年1月をめどにそういった住民基本台帳カードにかわるのかどうかは別としても、同種のもが発行されるように答弁されたかと思うのですが、こういう住民基本台帳カードを活用した本市の活用の仕方、方法、利便性等々を含めて、どういうことが考えられて、どういうものがあれば使っていただける、これも対応できるものとして、今、どういうものが考えられますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

今、国で進めようとしております住民基本台帳カードにかわる新たなカードの交付に伴って、どのようなことが可能になるのかと、こういうお話だと思いますが、国では、カードの前に番号制度の導入というものが前提になっておりまして、この番号をカード化していくということでありまして、このカードを使って所得把握をするだとか、社会保障・税等の給付・負担の公平化を図っていくというのが趣旨であります。このカードの交付に伴って、何ができるかということですが、当然、住民基本台帳カードにかわるものということで、それを使ったいろいろなサービスも可能だというふうにはなっております。当然、住民基本台帳カードでやっていたようなコンビニでのサービスですとか、各証明書の交付、そういうのも可能になってくるというふうにも思いますし、場合によっては、健康保険証ですとか、そういうのにもかわるような考え方もあるように聞いております。

現在、法改正がちょうどなされたばかりでして、改正に伴って、政令等々の整備を国で進めている段階でありますので、まだ具体的には、どういうものがどういうスケジュールでというのは示されていない段階でありますので、詳細までは、わかりかねる部分であるのですが、将来的にはこういうカードを使って、市民サービスの向上につながっていくのかという期待感がございます。

○前田委員

ぜひ新しいカードが出てから検討するのではなくて、事前に検討しておいていただきたいと思います。

◎農業振興について

農業振興についてお伺いをしました。農家戸数、耕地面積、農家人口について答弁いただきましたけれども、過去の最大値との比較、乖離、これについて、まずお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

現在、過去の最大というふうには、ちょっと捉えていないのですが、後志の昭和55年総数で8,238戸ございました。それが、平成22年には、3,276戸ということで、この傾向は小樽市にも当てはまりまして、半分以下に減ってございます。

あと、農家人口につきましても、先ほどの戸数に従って減少しております。人口でいきますと、昭和55年、3万4,468人が、平成22年、9,742人ということで、これも大幅に減っております。本市におきましては、391人ということになっております。傾向としては、半分以下ということで認識しております。

○前田委員

要因、その他については、当然こういう時代ですから、そういうふうには減っていったのだろうと思います。

それで、これらの今、残っている方々が、クリーン農業、農産物の表示制度を活用して、一生懸命頑張っているわけですが、答弁で述べられたミニトマトやピーマン、これらのほかに、何かまだあったと思いますが。

○（産業港湾）農政課長

現在、認証されておりますのは、ミニトマトとピーマン、これだけでございます。新しい認定商品がないかどうかというのはいろいろ検討しているのですが、なかなか出てこないのが、苦慮しているところです。

○前田委員

表示制度を受ける具体的な農産物というのは、今のところないということですか。

○（産業港湾）農政課長

今のところ農家のサイドからこういったことでやりたいという農産物については伺っておりません。

○前田委員

ありましたら、ぜひ協力をしてあげていただきたいと思います。

それとあと、人・農地プランについても聞きました。それで、このプランの作成期限というのか、これについてまずお知らせください。

○（産業港湾）農政課長

国では、6月14日に日本再興戦略ということで、農林水産業の競争力強化ということで、成長産業として農業を位置づけるということで、人・農地プランというのを推し進めております。それで、本市も平成24年から動いているわけですが、25年、26年で、プランをつくるよう指導を受けております。未作成の市町村については、国のほうでヒアリング等をするということによっておりますので、それに合わせてうちでも今年度中に地域の農家の方と意見交換会を持ちたいと思います。

この人・農地プランの最大の目的は、いろいろ土地を集積していく上で、それぞれの地域で話し合いを明確化して、5年、10年後の集落・地域の営農を担うにはどうしたらいいかということを考える会議ですので、そういったことを今年度中に進めていきたいというふうに思っております。

○前田委員

それで、蘭島・忍路地区でこの人・農地プランについて説明会を開いたということですが、結果としては、あまり協力が得られなくて不調になったと聞きます。持参した資料など、どのようなものを持っていったのかということと、なぜ協力が得られなかったのかということ。

それと、高齢者が多いということですが、この地区の戸籍筆頭者になるのだらうと思いますけれども、平均年齢について、あと後継者不在率について、まずお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

後継者がいるかどうか、国の制度を導入したときに活用する気があるかどうかについて、実際にアンケートを行ない、件数としましては、忍路では35人中14人、蘭島では、36人中24人から回答を得ております。国の制度を活用するかという部分につきまして、自分たちの実情を訴えていただいたのですが、集積しても、傾斜地があるので、機械を入れてもかなわないということと、後継者の部分なのですけれども、38人の回答中、後継者がいると回答されたのは3人しかございません。そういったことで、これからいろいろな形態で集中化してやるのですが、例えば組織化してやるにしても、それなりの強い意思がないと難しいというような、そういった意見がほとんどでございました。

あとは、年齢ですけれども、地区ごとに年齢はとっていませんが、65歳以上の経営主というのは、約8割を占めております。50歳未満については、1割にも満たない状況になっております。

○前田委員

この人・農地プランは、趣旨も目的も当然あるのですけれども、メリットを複数活用することによって、これを読んでいますと、それなりの恩恵があると。それで、新規就農者、自分の息子も、どこか、札幌にいて、もう父さん年だから、おまえ来て農家をやることを考えないかということで来た場合には、この方は新規就農者になるのでしょう。そうだとするならば、この制度を活用すると、2点、3点というか、いろいろなメリットが出てくるという気がするので、そういうことも説明会だとか、そういったときにどういう資料を持っていったのか、それでどういう説明をして、こういうものもあるのですと。3人いるということは、3人の方だって、この人・農地プランの

目的からすると大事なことで、地域の核をつくれとっていることですから、そういう人などに来てもらうと、若い人が来て核になるぞということになると、そういう耕作放棄地も防げて、農地も集約できてくるのかなど。それが逆に回っていくと、この人・農地プランの目的に完全に合致すると、こういうふうになってくるのではないかと思います。この問題は、どこの地域に行っても、似たような大なり小なりみんなあるわけですから、これを、よくわかってもらおうということが、私は必要ではないかと。具体的に言うと、10アール当たり幾らというものも出るわけですから、だからこの制度をうまく活用して、やはり新規就農者に結びつけていく。これが自分の息子でも、これは可にも読み取れますので、この辺は、よく説明してあげたほうがいいのではないかと、このように思います。

#### ○(産業港湾) 農政課長

農家の方に集まってもらって説明した資料ということではありませんが、アンケートの中で、先ほど委員が言われましたとおり青年就農給付金、これは経営開始型と、それから人・農地プランとは外れているのですけれども、準備型といいまして、2年間、国・道が指定する研修所で農業研修を受けたら2年間補助できるという制度です。それらについての説明をしております。

そして、青年就農給付金はどんな制度かということですが、原則として、45歳未満で独立自営就農する方ということ、農家の子弟でも、親とは別の経営をする場合、それから親の経営から部門を独立する場合、それから親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合に対象となるのですが、この場合に、一応制度ではそういうふうになっているのですけれども、やはり土地の集積も伴わなければ、今の平成25年度の制度では該当する方がほとんどいなくなってしまうのです。それであれば、人・農地プランも生かせないということで、国で、先日の札幌市での会議の中で、この条件を緩和する方向に考えているということをおっしゃっていました。

それと、人・農地プランを法制化するという方向に考えておりますので、そういった中で。

先ほどの給付制度ですけれども、年150万円を最長5年間ということで、大体最低賃金を確保するというようなことで金額は決められているというふうに聞いております。

あと、土地を集積する上では、10アール当たり、先ほど委員がおっしゃったように5,000円、協力した方に交付されるということになっておりますが、やはりその部分もいろいろ制度上、細かなところまで、こういう寄附制度です。そこをできるだけ簡素化されたような制度になるように期待しているのですけれども、国でもそういったことを考えているということですので、今後この制度を活用できないか、地域におろして、ぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

#### ○前田委員

それから、農家の所得補償制度については、今日は質問しませんが、そういうことも含めて、制度というのは、結構変わっていているのです。だから、実際に農業に携わっている方が知らないこともたくさんあると思うのです。だから、行政に携わっている方のほうが詳しいわけですから、逐次こういう勉強会とかアドバイスをしてあげてほしいというのが、私の質問の趣旨でございますので、農家の人は、とにかくそういう部分がありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

#### ○千葉委員

##### ◎改正動物愛護管理法について

初めに改正動物愛護管理法について伺いたいと思います。

9月1日に施行された法律なのですが、この改正ポイントについて説明願ひます。

○（保健所）生活衛生課長

改正のポイントにつきましては、大きく二つございまして、一つは動物取扱業者による適正な取扱いを進めるといふこととございまして、具体的には、ペットの購入者に対して、ペットの現物を確認してもらい、対面で説明することを義務づけたほか、生後まもない犬や猫など幼齢なペットにつきましては、販売制限を設けたことなどがございまして、

もう一つの改正ポイントは、動物の所有者の責務といたしまして、終生飼養、最後まで飼うということを明記されたこととございまして、これに関連いたしまして、市民や業者から都道府県等に犬、猫の引取りの依頼があった場合、これまでは必ず引き受けなければだめだったこととございまして、今後につきましては、終生飼養に反する部分につきましては、拒否できるようになったという点がございまして、

○千葉委員

この改正によって、今お話しがあったとおり、小樽市、自治体が引き取りを拒否できるようになったということなのですが、具体的な例を出して説明願います。

○（保健所）生活衛生課長

自治体において拒否できる具体的な事例といたしましては、まずペット業者による依頼については、原則断れるようになりました。

また、一般市民からの引取りの要請に関しましても、繰り返し引取りを要請してくる、いわゆるリピーターの方、また避妊手術などをしないで生まれてくる子犬や子猫などの引取りを依頼してくる方、またペットが病気や高齢などで引取りを要請してくる方、さらには、新しい飼い主などを探す努力をしないで行政に持ってくる方などに関しましては、拒否できる対象というふうになってございまして、

○千葉委員

今後の小樽市の対応ですけれども、今までどのような事例で引き取ってきたのかということと、改正後の対応についてもお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

これまで引き取ってきた事由についてでございますけれども、今年度の例でございますと、犬に関しましては、飼い主が入院してしまった、飼い主が死亡しました、引っ越し先において犬が飼えなくなりましたなどの理由がございまして、

猫に関しましては、一番多いのが、捨て猫を拾った、野良猫が近所で子供を生んだ、飼い猫が非常に暴れ、手に負えなくなった、また自宅付近でけがをした猫を拾ったなどとなっております。

これまでの、小樽市での取組といたしましては、窓口対応といたしまして、来た方に対して、終生飼養について、何度か繰り返し説明しているということと対応してきましてけれども、今回法改正したことによりまして、拒否できるという部分がクローズアップされておりますので、小樽市だけではなくて、道と連携しながら窓口対応をさらに厳しくしていきたいというふうにご考えております。

犬、猫の引取りにつきまして、ひとつ説明したいと思うのですが、犬と猫の引取りに関しましては、法律の体系が異なっておりまして、犬の引取りについては、狂犬病予防法と小樽市の条例であります畜犬取締り及び野犬掃とう条例に基づいて、小樽市が主体する業務となっておりますけれども、猫の引取りにつきましては、今回の動物愛護管理法に基づく業務となっているため、小樽市はこの法律を所管しておらず、道の業務となっております。これまで小樽市は、道と協力する立場で対応してきておりますので、今後につきましては拒否できるという部分がございまして、窓口において、道と一層連携をしながら、持ってくる市民の方々に強く働きかけていって、猫の持込みの減少について取り組んでいきたいというふうにご考えております。

### ○千葉委員

全国の自治体で引き取られている数というのが、出ているのですけれども、2011年は22万匹を超して、その8割17万5,000匹が殺処分されたという記事もありました。小樽市の現状なのですけれども、犬や猫の引取り数について状況を伺います。平成22年度から24年度と直近で出ている数字があればお示しください。

#### ○（保健所）生活衛生課長

犬と猫の引取りに関しまして数字で申し上げますと、平成22年度、犬の引取り数23頭、猫404匹、23年度犬24頭、猫282匹、24年度犬9頭、猫235匹、25年度8月までで犬4頭、猫93匹となっております。

### ○千葉委員

この引取り数なのですけれども、小樽市で、このうち殺処分された数についても同様に御説明ください。

#### ○（保健所）生活衛生課長

犬の引取りに関しましては、先ほど23頭というふうに説明いたしましたが、犬につきましては、引取りのほか、捕獲している頭数もございまして、それと合わせた数の殺処分を説明したいと思います。

平成22年度14頭、23年13頭、24年度7頭、25年度8月までに2頭というふうになっております。

猫に関しましては、22年度392匹、23年度281匹、24年度232匹、25年度8月までで91匹となっております。

### ○千葉委員

犬と猫とに非常に差があつて、先ほどの御説明で小樽市が所管ではないということで、その辺も理解するといつていいかどうかわかりませんが、非常に多いという印象があります。私がすごく懸念をしているのは、やはり自治体が拒否できる理由ができたということで、今後、飼い主が適正に飼うのが前提でありますけれども、引取りを拒否された方が、不法投棄する件数が増えるのではないかなというふうに非常に懸念をしておりますが、その辺の対策について、どのように考えているか、お聞かせ願います。

#### ○（保健所）生活衛生課長

犬、猫の不法投棄につきましては、やはり市民啓発が非常に重要だというふうに考えております。小樽市や道だけではなく、ペットショップや小樽市獣医師会、ボランティアグループなども連携して、市民啓発を進めていきたいというふうに考えておりますが、犬、猫の不法投棄といいますのは、動物愛護管理法の中で、動物虐待というふうに位置づけられておりますので、こちらについても道と協議するのが、非常に重要だというふうに考えております。

先進都市の事例といたしましては、捨てられやすい場所に看板を立てるだとか、街頭キャンペーンなどを繰り広げているという自治体もございまして、道と、そういったことは可能かどうか、今後も話し合いを進めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

### ○千葉委員

いろいろな苦情があつて、ふんとか尿もいろいろ質問もさせていただいて、課題も多いのですけれども、なかなかそちらも進んでいないということもあります。ぜひ、対策を進めていただきたいと思うのですが、もう一点私としては非常に課題として考えているのは、高齢者の方々が飼うケースが非常に多くなってきているというか、核家族化だったり、また家族同然だということで飼うケースが増えております。そういった中で、私などもいろいろ訪問すると、本当に犬、猫の状態が非常に思わしくない、衛生面でどうだということで心配されるケースをよく見ることがあります。それで、介護保険課にお伺いをしたいのですけれども、介護保険ではいろいろなサービスで、人が入って在宅の方にサービスを行うというのがあるのですが、そういった中で、適正に管理されていないペットの飼育に関して懸念されるような、そういう事例というのは、相談として上がっているのかどうかについてお聞かせください。

### ○（医療保険）介護保険課長

高齢者がペットを適正に管理していない事例ということでございますが、高齢者世帯で、例えば御主人が亡くなって奥さんが一人になったと。御主人が亡くなった際から認知症が出始めて、その方に精神疾患があるというケースがあったのですけれども、民生・児童委員の報告によって、市と地域包括支援センターが介入したケースですが、その事例からいきますと、いわゆる精神疾患があつて、認知症がある方が、市と地域包括支援センターの介入について拒否されていましたので、自宅に入るまでに1年ほどを要した結果、自宅に入った状態でごみ屋敷だったと。なおかつ御主人が好きだった猫6匹のうち3匹の死骸が自宅の茶の間にあつたという事例が報告されております。

恐らく介護サービスの入っている方は、定期的にヘルパーですとか、デイサービスの事業者が御自宅に行くものですから、ペットの適切な管理というのは、その状態は見れると思うのですが、介護事業所が入っていないと、もう困ったケースで民生・児童委員が、今回のケースというのは、ごみ屋敷状態だったものですから、火の元など非常に心配して、こちらに通報があつたのですけれども、そのようなケースは、ペットまで見ることは難しいです。当然、御自分の判断能力がないものですから、ペットの世話までできる状態ではないということで、そちらのほう非常に高齢者のペットを飼う部分に関しては、危惧される部分ではないかというふうに考えております。

### ○千葉委員

また違う場で質問もさせていただきたいのですけれども、本当に保健所として、また介護保険課もそうですし、私なども行った先で結構そういう、会派の中でもこの少ない人数の中で、先週行ったら3匹だったのに今週行ったら7匹に増えていたというような、そういうケースも散見されまして、高齢者の認知症の方が多いかと思っておりますけれども、適正管理だとか、衛生面だとか、連携をとっていただきたいというふうに思っています。この件についてはいかがですか。

### ○保健所長

先ほど生活衛生課長が申しましたけれども、今後も猫、犬の適正管理、適正飼育について、市民の方への啓発指導は、さらに努めていきたいというふうに考えております。

### ○千葉委員

本当に犬、猫の殺処分の部分もそうですけれども、動物にとっても人間にとっても不幸なほうに進まないように、ぜひお願いしたいと思います。

### ◎軽自動車税の減免申請について

もう一点、軽自動車税の減免申請についてお伺いしていきたいと思っております。

小樽市で、軽自動車税の減免ということが行われておりますけれども、この該当する要件と申請手の流れについてお聞かせ願います。

### ○（財政）税務長

軽自動車税の減免についてですけれども、条例上は大きく2項目あるのですけれども、実際に減免があるのは、身体障害者の方が所有する軽自動車又はその身体障害者の方と生計を同じくする方が身体障害者のために所有するというような要件の減免を行っています。

それで、手続的には毎年4月1日から納期限の7日前までですから5月24日前後になりますけれども、その間に減免申請書を提出していただくこととなります。ただ、その際に必要な書類といたしましては、身体障害者手帳等々、また自動車の運転免許証、それと車検証、こういうものを出していただく、そういうことを確認して、障害の区分が該当するか、又は他の自動車、北海道で課税している自動車税等で減免を受けていないか、そういうことを確認して受け付けしている、そのような状況になります。

### ○千葉委員

市では、実際に減免されている件数というのは、何件かということと、その傾向についてもお聞かせ願えますか。

○（財政）税務長

平成21年度から本年度までの部分でお答えいたしますと、21年度が324件ございましたが、22年度が345件、23年度が387件、24年度が435件、25年度が465件ということで、毎年申請は増えている状況にあります。

○千葉委員

実際、減免の申請をするのは、毎年行っているということでお伺いをしています。これは市民要望でありましたが、道の自動車税の申請というのは、1回申請をして、申請内容が変わりがなければ、翌年度は現況届か何かで確認して、申請手続に来庁しなくてもいいと伺っております。実際、行政側の業務としても、今、聞くとかなりの件数があって、この短期間に集中していることを考えると、行政側の事務負担もかなり集中しているというふうに思います。それで、市民要望からもできないことはないのではというふうに思っているのですが、申請の簡略化といえますか、その辺について、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれども、課題なども含めてお聞かせ願えますか。

○（財政）税務長

税の減免ですから、本来的には申請いただいて、要件に合致するかというのが基本的なことになりますけれども、ただ今、委員からございました北海道の自動車税、これは課税免除という形をとっておりますし、道内の主要な都市もいろいろ情報を確認した中では、課税免除のところもございますし、時期によって、一定の時期に車両の状況が変わっていないかなど、そういうのを本人に確認をとった上で、継続的にやっているという、そんな事例もございますので、現状、これらの事例、いろいろな種類がありますので、それらを踏まえて、どういう方向が一番いいのか、確かに市民サービスという面からは、申請を省略できればいいのでしょうけれども、ただそれは税の本質からいくと違うことになりますので、それらも含めて、どういう方法ができるのか、他都市の事例も含めて検討したいとは思っています。

○千葉委員

ぜひ検討をお願いして、終わりたいと思います。

---

○高橋委員

◎桃内の廃棄物最終処分場について

それでは、最後ですので、端的に伺いたいと思います。

桃内の一般廃棄物の最終処分場についてです。

まずは、埋立実績の確認をしたいと思います。

この最終処分場全体の埋立計画量等、それから平成24年度末までの実績の埋立量、これについてお聞かせください。

○（生活環境）清水主幹

桃内の廃棄物最終処分場の容量ということですが、全体容量といたしましては、94万1,000立方メートルとなっております。

それと、平成23年度に残余量調査を行いまして、その後24年度末までということで、75万5,000立方メートルがもう埋立てとして入っております。残りとしては18万6,000立方メートルという状況になってございます。

○高橋委員

残りは、今、質問しようと思ったのですが、先に答えられてしまいましたので、もう一回確認します。全体の計画量に対して、平成24年度末までの実績埋立量が出ました。引き算すると、残余容量になるわけですね。その残余容量と、それから残余年数と、これはどのように算定して、あと何年もつのか、これをお答えください。

○（生活環境）清水主幹

全体容量から埋立容量を引いて18万6,000立方メートルということになっております。それで、平成23年度におきまして、残余量調査をしたときに、平均の年間の埋立量というものを推定してございます。それで割ると、約7年、32年8月ぐらいまで埋立てが可能ということになってございます。

○高橋委員

昨年の第1回定例会での答弁のときよりもさらに1年延びたということですか。昨年の答弁では、おおむね8年で平成31年度までということで、31年度の最後で32年ということですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

わかりました。

それで、ちょっと疑問が一つあるのですが、まずこの埋立量を考えるときに、実際の測量をしなければならないという点と、毎年やると大変なお金がかかるので、そのほかの一定の年数ごと以外については、推計値でいいよというお話だったと思いますけれども、この推計値に使う体積換算係数をどこのものを使っているのかというのを、まずお願いしたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

体積換算係数につきましては、市の当初計画で推計した数値といたしますか、それに基づいてやってはいるのですが、あと環境省で一般的な換算係数というのをを出してしまっていて、それらを推計しながら、本市の換算係数を設定しております。

○委員長

質問に正確に、どこのを使っているかという質問ですが。

○（生活環境）清水主幹

正確にと言われると、今、記憶になく申しわけないのですが。

○高橋委員

主幹が最初に言われた東京都清掃局でいいと思います。前にそう答弁されていますから。確認の意味で聞いているので、何もあえて、そこをほじくり出そうとは思っていません。

（「申しわけありません」と呼ぶ者あり）

それで、これの根拠となったのは、これは説明していますから答弁しなくてもいいですけれども、平成16年度に実測をした、その推計値と測量の実績値が3パーセントしか違わなかったということで、これは使えるということで、この換算係数を使っているわけです。これをずっと小樽市では使っているという、そういうやりとりの確認を今までしてきました。問題は、ここなのですが、23年度、先ほど測量したということで、推計値と実際の数字、実測値に結構乖離があるのです。前回も聞きましたけれども、推計値は83万8,000立方メートル、実際の測量では70万2,000立方メートル、13万6,000立方メートル違うわけです。率にして、約2割。これは、ちょっと先ほど16年度に実測をして3パーセントしか違わなかったという、そういうところから考えると、あまりにも大きい誤差、誤差というよりも違いがあるのではないかというふうに心配をしているわけです。ただ、これは少ないほうに、要は延命につながるようなプラス要素ですからいいのですけれども、なぜこんなに違うのかということ再度確認したいと思います。

○（生活環境）清水主幹

これにつきましては、平成19年度からの北しりべし廃棄物処理広域連合で焼却が始まっております。その関係もありまして、それ以前は、生ごみ等を直接投入しておりましたけれども、ごみの質が変わったということが一つ。

それから、経年変化によりまして、廃棄物の自重ですとか、積雪荷重とかによって容積が減ってきた。その辺の関係で換算係数との乖離が出てきたのではないかと推測しております。

### ○高橋委員

そこがよくわからないのです。それで、ここは逆に決算特別委員会など別な機会に質問させてもらいますけれども、要するに、前の答弁では受入れ重量から換算して計算をしているわけです。主幹が言われるように経年、要するに年数がたてば縮まっていくわけですからわかるのですが、後々の議論で、数値的に一般廃棄物、産業廃棄物と土砂と大きく三つに分けて、これは予告編で、次回議論したいと思いますが、その数値を押さえておいてほしいのと、もう少し理由についてわかるように検討しておいてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○（生活環境）清水主幹

桃内の最終処分場における一般廃棄物と産業廃棄物の種類ごとということと、換算係数との乖離ということでございますので、その辺については、もう少し委員にわかるように調べてお答えさせていただきたいと思っております。申しわけありません。

### ○高橋委員

これは、予告編、宿題ですので結構だと思いますけれども、なぜこういう質問をするかということ、また何年後かに測量をするわけです。そこで今のようなプラス方向で乖離があるのならいいのですが、逆になった場合には、今までの計画が崩れるわけです。そこを心配するので、ぜひこれは議論をしておきたいというふうに思います。

地元町会との協定についてですけれども、たしか平成27年度が期限だったと思います。もう何年もないわけですね。恐らく前の御答弁の内容でいくと、延命処置が図られれば、今の施設は、何とか延命したいと。地元町会ともそういう方向で話し合いたいということでしたけれども、これについてはいかがですか。

### ○（生活環境）清水主幹

町会との協定につきましては、今、委員がおっしゃったとおりでございます。現在、現処分場のかさ上げによる延命ということで検討中でございます。それについての具体的な方向性といいますか、絵姿が見えた段階で、町会に説明をして、了解を得たいというふうに考えてございます。

### ○高橋委員

#### ◎次期処分場について

それで、今、出た次の処分場の件です。

これも前に伺いましたけれども、地質調査をしたということでした。ボーリング調査をしているわけですが、問題が2点あるということでしたが、これを説明してください。

### ○（生活環境）清水主幹

平成23年度におけるボーリング調査では、地盤の支持力がはっきりしていないということと、玉石等があるということ、地下水位が高いということの報告を受けております。

地盤の支持力につきましては、今回調査したデータだけでは、資料不足なので、さらなる調査が必要かと思っておりますけれども、土質条件、玉石ですとか、地下水位に関しては、玉石に関しては破碎したり、大きなものなら撤去したりということで次期処分場については検討しております。

あわせて、地下水位におきましても高いということでございますので、当初は掘り込み式の処分場ということで予定しておりましたけれども、地下水位に影響を与えない形の処分場の建設ということで概略を検討しております。

### ○高橋委員

できるだけ技術的にカバーできる方法を考えているということですね。それで、確認したいのは、現処分場の上流側に何とか製作をしたいということで、前にお話を伺ってございましたけれども、どうもイメージがぴんとこないのです。あの上のほうで、国で指定されている15年間の容量を保てるだけの面積が、容積が得られるのかという単純な疑問ですけれども、これはいかがですか。

○（生活環境）清水主幹

昨年度実施しました次期廃棄物最終処分場検討業務におきましては、国の基準である15年の埋立容量が確保できる面積と容量を確保できる形で押さえております。

○高橋委員

わかりました。これは、また資料をいただいて、確認をさせていただきたいと思います。

次は、次期処分場の建設スケジュールの検討をいつから開始するのか、基本計画はどうするのかという問題が出てきます。これについてはいかがですか。

○（生活環境）清水主幹

昨年度の次期廃棄物最終処分場検討業務におきまして、北海道といろいろ協議をさせていただいているのですが、中でも、現在の処分場をかさ上げによる延命化ができないかということで相談をしたところ、既存施設にごみを入れるわけですから、それに伴ってごみが崩れないですとか、中に埋めてある缶が潰れないですとか、下に敷いてあるシートが破けないですとか、そういう技術的な課題がクリアできれば、現処分場でのかさ上げが可能だということで返答をいただいていますので、現在そのことについて検討している最中でございます。

○高橋委員

そうすると、次期処分場を考える前に、現処分場で処理できる量を増やすことを先に考えるということでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

そのとおりでございます。

○高橋委員

私が心配するのは、かさ上げをした場合は、恐らくどこかで実験しなければならないと思うのですが、あそここの処分場は、防水シートが斜めに敷かれているわけです。私の記憶によれば、片流れのような、斜面に向かって、低いほうに向かって、たしか段々になっていたと思います。そうすると、地震などで、乗せた重たいごみが、土砂によって滑っていかないかというのが気になるのです。下の遮水シートがなければ、摩擦抵抗はかなり大きいのですが、遮水シートは相当滑りますから、そういうことを考えると、果たして現状の上にどんどん乗せていいのか非常に疑問です。これについては、どのような技術的な検討をするのか、最後にそれを聞いて終わりたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

遮水シートの強度というか、接続面との滑りに関して不安だという御質問だとは思いますが、逆に言いますと、ごみが増えるということは、荷重が増えるわけでございますので、その分摩擦抵抗も増えますので、そういう面ではいい面もあるのかと。ただ、荷重が増えることによって、やはり斜めの場所などは、シートが引っ張られますので、引っ張られたときに破けないかなど、そういう検討を今、行っている最中でございます。

○高橋委員

最後になりますけれども、この点については、さらに議論が必要だと思いますので、今後もやらせていただきますが、先ほどの宿題について、主幹にはいろいろ検討をしていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時02分

再開 午後 5 時43分

## ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

## ○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成25年度小樽市一般会計補正予算は否決、議案第22号小樽市自治基本条例案は継続審査を主張して討論を行います。

議案第 1 号一般会計補正予算に、日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金が計上されています。我が党は、カジノには反対です。昨年 7 月から 10 月に、北海道総合政策部政策局が米国、マカオ、シンガポール、韓国における I R 開発による経済効果と社会コストについて調査を行い、報告をしています。これらの国、地域において、経済効果はあるが、経済活性化の効果や地域への税財源の配分は、我が国における制度設計により大きく変わるものであること。社会コストでは、犯罪や治安に関するリスク、青少年教育に対するリスク、ギャンブル依存症に対するリスク、その他駐車場不足、交通渋滞、周辺地域の公共交通の混雑の発生、周辺エリアの不動産の上昇による地元企業の転居、居住環境の変化についての指摘もされ、こうした社会コストをも含めてよく検討する必要があると述べています。

現在、日本で 100 万人がギャンブル依存症と言われています。いくら対策をとるとしても、カジノでギャンブル依存症が増えないという保証はありません。地方財源が大幅に削減され、財政が厳しくなる下で、地域経済の活性化、観光産業の振興、雇用創出などの切り札としてカジノを合法化しようということですが、社会的にも多くの問題があり、バラ色に描くのはあまりにも空想的です。地方財政がいくら大変だからといって、カジノ賭博を活用して地域経済を活性化しようなどというのは本末転倒です。

市長も法案成立で大きく変わることがある場合や、また市民合意を得られなければ撤退もあり得ると答弁されています。法案がまだ成立していないため、全容がわからない上、市民合意も図られていないのに、カジノを含む I R を進めることには反対します。

釧路市では、I R カジノ推進の団体に金銭支援は一切行っておりません。

以上の理由で、議案第 1 号は否決を主張いたします。

議案第 22 号小樽市自治基本条例案は、集中審議を行い、各会派からさまざまな意見と提案が出されました。小樽市は、条例案は策定委員会からの提言を最大限尊重し、議会で出された意見は、十分反映されていると言い、修正を検討する答弁すら見られませんでした。議会も市民から負託を受け審査をしているのですから、もっと議会の意見を聞き、条例案に反映させるべきです。まだ議会審議が必要だと考えます。

地方自治の本旨に基づく自治基本条例を遂行していく上でも継続審査を要求します。

なお、議案第 30 号は賛成ですが、色内 2 丁目の臨港線沿いの公園用地は、売却しないで有効活用すべきという意見を申し添えておきます。詳しくは本会議で述べます。

以上で討論を終わります。

## ○斎藤（博）委員

民主党・市民連合を代表して、議案第 22 号小樽市自治基本条例案に賛成し、可決を求める討論を行います。

詳しくは、本会議で述べさせていただきます、要点だけお話しさせていただきます。

第 1 に、この条例案は、山田前市長、そして中松市長の公約として掲げられたものであり、本会議においても、過去に自民党、公明党、そして私ども民主党・市民連合も早期の制定を求めてきたものであります。

またその後、各会派一致して、この自治基本条例に関する勉強会を立ち上げ、勉強を進めてきたものでもあります。

第 2 に、この条例は、多くの市民の皆さんの長期にわたる議論・研究の結果として出された策定委員会提言をベースにしているものであり、この内容についての勉強会も行っており、議会の議論の中でもこの提言を最大限尊重するように求めてきたものであります。提案されている条例案は、そうした経過を踏まえてつくられていると読めるものであります。

第 3 に、本市における自治基本条例制定に向けての議論は、その提案、発議から大変長い時間がかかっている部分があります。その間、議会基本条例の必要性の声も小樽市議会の中で上がってきたのも事実であります。そうした中で、当面は自治基本条例を先行させ、次に議会基本条例を取り上げるとの整理がされているものと私は理解しているところであります。本条例案の議会に関する部分は、そうした議会における議論経過を踏まえて読むべきであると、そのようにも考えているところでもあります。

そして第 4 には、逐条解説等の解説は、普通は条例が制定された後につくられるべきものと理解しております。そして、逐条解説もあわせて、市民周知については、条例制定後も不断の努力が求められているものだと考えているところであります。

以上、述べましたように、本条例案については、私どもとしては具体的に加筆修正すべき事項はなく、原案どおり可決すべきだと考え、改めて採択を求めて討論いたします。

#### ○鈴木委員

自由民主党を代表し、議案第 22 号は継続審査を主張し、討論をいたします。

学識経験者やまちづくり団体及び学生などで構成された小樽市自治基本条例策定委員会の皆さんが、平成 22 年 8 月から 24 年 10 月までの約 2 年間にわたり自治基本条例について検討を行い、小樽市にとってあるべき自治基本条例の条文や、その考え方、まちづくりの課題に対しての附帯意見を盛り込んだ小樽市自治基本条例に関する提言書をまとめ、市長に提言した御苦労には大いに敬意を表するものであります。

また、本市が掲げる自治基本条例を制定する理由として、近年、地方分権が推進され、国と地方が対等の関係になり、地方自治体の役割と責任が増し、少子高齢化状態の中、限られた財源で市民の多様なニーズに対応するためには、小樽らしいまちづくりを進め、市の役割やあるべき姿を定め、市民に適時的確な情報を提供し、さまざまな諸問題を市民と協働で解決し、まちづくりを進める規範としての条例が必要であることというのは、当会派も異論はありません。

このたび継続審査を主張する理由としては、質疑を通じて住民投票と二元代表制の整合性や住民投票の結果を尊重する記述や市民の定義など、それぞれの立場で都合のいい解釈が生まれる危険性をはらんでいること、市民自治や約束などという本来なじみの薄い語句や表現に対しての解釈が統一できていないこと、また、本件の中には、市民、議会及び市、それぞれの役割や責務を定める部分が多く含まれ、その表記に対して不十分な部分が見られ、また質疑の中で現状の記載で十分との理解に達し得なかったことなど、逐条解説等の併用があれば、ある程度の問題は解決できたとは考えますが、このたびの質疑だけでは、我々議員ですら、その解釈に混乱している現状や策定段階でのパブリックコメントの少なさなど、市民の関心度の低さを鑑み、理念条例とはいえ、この条例の目的とする市民、議会及び市がお互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力のある地域社会の実現を図るには、より一層の市民周知と議会審議による理解及び合意が必要であると考え、本議案の継続審査を主張し、より一層の審議を求めるものとします。

詳細については、本会議で述べさせていただくこととして、討論を終わります。

#### ○千葉委員

公明党を代表し、議案第 22 号小樽市自治基本条例案について、継続審査を求めて討論を行います。

まず、本条例案の策定に際して、懇話会やワークショップなどで御協力をいただいた多くの市民、また横山会長をはじめ、市長への提言書をまとめられた策定委員会の皆様、そして庁内で条例原案の検討に当たられた担当職員

の御努力、御協力に対して、心より敬意を表するものであります。

豊かで活力ある地域社会実現のため、市民自治の基本理念と基本原則をうたう自治基本条例の制定は、意義深く望ましいものと考えております。

しかし、今定例会に上程された議案第22号の本会議並びに当委員会による議論経過を振り返りますと、昨年10月の提言書の段階から議案上程に至るプロセスに若干の疑問を感じております。

本年6月10日から7月10日の期間でパブリックコメントが行われましたが、市民からの意見表明は2件と少なく、他都市で実施されたような地域ごとの住民説明会も行われておりません。

また、議会議論におきましても、提言書から条例案文への変更点や、その考え方について、逐条解説の必要性が指摘されたり、「市民」や「協働」といった基本的な用語の定義や住民投票にかかわる条文の内容や文言に疑義が出されるなど、現状では審議が十分尽くされたとは言いがたい状態と考えます。

また、丁寧な市民周知も必要と考えているところです。

したがって、本議案については、これまでの審議時間では不十分であり、さらに時間をかけて、もう一步深めた議論が必要との理由により継続審査を求めるものであります。

なお、詳しくは、本会議で述べさせていただきます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第22号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

よって、議案第22号が継続審査となりますことから、当委員会は、閉会中も存置し、引き続き審査することいたします。

本日は、これをもって散会いたします。